
令和4年大和町議会3月定例会議会議録

令和4年3月2日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
総務課長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 課 長 補 佐	早 坂 基 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長 兼 徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番門間浩宇君及び13番藤巻博史君を指名します。

日程第2「大和町犯罪被害者等支援条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第2号 大和町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

皆さん、おはようございます。

私から質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、この支援金、決められた支援金の算定金額の算定の根拠をお教えいただきたい。

それから、その犯罪が起きて、その被害者の方にお支払いをするタイミングというんですかね。どういうタイミングをもって支出されるのかをお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

おはようございます。

ただいまの馬場議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

支援金の額の算定根拠ということで、支援金の額につきましては、全国的な平均額を基に算定をさせていただきました。

起きてから支払いするまでのタイミングということにつきましては、警察に被害届を提出して、受理をされたという旨を記載した申請書の提出を受けて、お支払いに向けて準備をするということで考えております。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかに。渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

1点だけ、お尋ねをします。

目的第1章の3番目のところに町民等とあるんですけども、被害者等というのは理解できるんですけども、町民等、この等とは、具体的にはどういうものを指すのか、ご教示をいただきたいと思います。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えをいたします。

町民等ということで、被害に遭われた方が、例えば息子さんであったり、娘さんだったり、遠くに住んでいて、その親御さんであったりということで、町民だけが被害に遭うということじゃなくて、そういった場合とかを想定したことで町民等ということとで記載をさせていただいております。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

今ご答弁いただいたんですが、それは被害者ではないんですか。町民等が責務ということですので、これは何のことなのかという、ちょっと疑問だったんですが、今の答弁で間違いないのかどうか、もう一回再確認をいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 (児玉安弘君)

すみません。大変失礼いたしました。町民等ということで、町内に居住している方のみならず在勤している方も含まれるという意味で町民等ということで、すみません。条例の第2条、定義の(4)の欄に示したとおり、在勤者も含むということで、町民等と示しております。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第2号 大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例」

議長 (高平聡雄君)

日程第3、議案第3号 大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等

に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

ここにある地方活力向上地域は、具体的に大和町でいうとどのくらい、どのエリアを指してイメージすればいいのでしょうか。教えてください。

議長 (高平聡雄君)

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 (小野政則君)

児玉議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この計画につきましては、宮城県が定める地域再生計画に記載されておりまして、宮城県全域が対象地域になっているものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第4号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例」

議長 (高平聡雄君)

日程第4、議案第4号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第5号 大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第5号 大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第6号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第6号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第7号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第7号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

1点お尋ねをいたします。

今般の改正によって、団員の個人の口座に振込が行われるやに話を聞いておりますが、それで間違いがないのかどうかと、それによって起きるメリット、デメリットをどのように把握されているか、お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回の報酬の改正につきましては、令和3年4月13日付で消防庁からの通知に基づくもので検討したところでございます。

その中で、団員の報酬につきましては、個人の口座へ直接支払うようにということでの文言も含まれておりまして、本町におきましても、令和4年4月1日以降の報酬につきましては、団員個人の口座へ振り込むということで、現在準備を進めているところでございます。

これに伴いまして、これまで分団の口座に振込をして、分団から各団員への支給になっておりましたが、その一部を分団、あるいは部班でプールして、プールしてというとあれなんすけども、皆さんの会費として集めて、それで様々な行事に使っていたということもあるようでございますが、そのようなことじゃなくて、個人へ支払うということでの通知に基づく改正を予定しております。

それに伴いまして、その団員の、例えば懇親会であったり、その辺の会費は、その都度回収するということになりますので、その辺で団員の絆というつながりが薄れてしまう可能性はあるかと思いますが、その辺、時代の流れを捉えていただきまして、消防団でも工夫をしていただき、引き続き地域の安全のために頑張りたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

いろいろ課題は出てくるのかなと私も感じております。例えば団員の増加をあんまり急ぐあまり、一度も何にも出なくても、例えば口座に振り込まれますので、そういう部分が出てくる恐れもある。ないとは思いますが、ありますので、今後しっかりその辺、検査、チェックをしていただくように検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、馬場議員さんの質問にお答えをいたします。

団員の増加につながるということもあるかもしれませんが、大和町におきましては、充足率は、おかげさまで90%を保っている状況でございますので、今回の報酬増額によって団員が急に増えるということは考えにくいとは思いますが、引き続き団員の充足については、進めていきたいと考えております。

それから、今ご質問あった一般的に幽霊団員と言われている方、活動されてない方でございますが、上期下期、年間2回に分けて、分団から報告をいただいて、活動状況を把握しているところでございますが、今のところ、活動ゼロという団員はゼロとは言えませんが、コロナの影響もありまして、なかなか活動も減っている中ではありますが、皆さん、活動はしていただいているという状況ですので、引き続きその辺のチェックというか、確認をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第8号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第8、議案第8号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第9号 大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第9号 大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第10号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第10号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

条例の中の文言に、広域利用に関する協議を行った市町村と書いてあります。後に出てくる協議内容のものだと思いますが、今後この協議を行えば、どの市町村でもこの利用が可能なのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

千坂議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この条例の中の広域の利用に関する協議を行った市町村が、今後出てきた場合は、利用できるよというので、条例の中に定めたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2番（児玉金兵衛君）

前者に引き続いてなんですけども、やはりこの条例の変更に関しては、議案26号とワンセットで考えるべきだと思ひまして、昨日の説明では、ほかの広域自治体にこの話を同時に説明されていると、提案しているとおっしゃったんですが、それは確認です。確かですか。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

児玉議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

議案第26号で提出しております富谷市、大郷町、大衡村さん、今期の開会されております議会で上程をしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

この病後児施設は、大変大和町の大事な独特の誇れる政策だと思います。まずこの話を提案されるときに、当然我が大和町議会に優先権があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

児玉議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

当初、令和3年4月1日から、この事業がスタートをしております。この事業がスタートするとき、広域の利用については、前回ですか、議員の皆様にお話を議会でお伝えをさせていただいたと思っております。ですので、ご理解を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

では、この条例は、将来の広域利用も見越した政策のスタートということの理解でいいですか。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

児玉議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第11号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第11、議案第11号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第12号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第12号 大和町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第13号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第13号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

この13号議案の中の第3表、債務負担行為補正の中に、ひだまりの丘公衆浴場改修設計660万とあるんですけども、この中身は、昨日の全協の説明どおり、要は、お風呂を改修するのではなくて、包括支援センターのオフィスを造るという内容の設計、基本設計と理解してよろしいですか。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

児玉議員のご質問にお答えさせていただきます。

全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、議員のおっしゃるとおり、お風呂場を改修して地域包括支援センターの事務所等の改修を行う設計で、実施設計書でございます。

議長 (高平聡雄君)

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

昨日の段階では、熟議がもう少し必要だということであったんですけども、今後のためにもこの予算は、必要だということの理解でよろしいですか。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

令和4年度の新年度予算におきましての予算としての債務負担行為の一応事項ということですので、よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

ほかに。犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

債務負担行為の運転技能向上トレーニングアプリ利用料は、令和3年度から令和5年度までということでしたが、今もう令和3年度なので、具体的にどのように活用方法を考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長 (高平聡雄君)

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 (児玉安弘君)

犬飼議員さんの質問にお答えをいたします。

このトレーニングアプリは、今令和4年度から2台導入予定としておりまして、1台を役場等の公共施設で皆さんに体験をしてもらう。それから、もう一台を貸出し用として、各地区であったり団体であったり、その辺で利用していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第14号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長 (高平聡雄君)

日程第14、議案第14号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第15号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第15号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第16号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第16号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第17号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第17号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第18号 令和3年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第18、議案第18号 令和3年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第19号 令和3年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第19号 令和3年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第20号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第20、議案第20号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第21号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

議長（高平聡雄君）

日程第21、議案第21号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第22号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補
正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第22、議案第22号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第23号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第23、議案第23号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第24号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第24、議案第24号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第25号 解決金の額を定め、和解することについて」

議 長 （高平聡雄君）

日程第25、議案第25号 解決金の額を定め、和解することについてを議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

1点あります。

和解金、弁護士費用、振込手数料、この原資はどこに原資を持つんでしょうか。払う
ときの原資。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

ただいまの千坂議員のご質問にお答えいたします。

この原資は、町の一般財源となります。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

この内容を見ると、明らかに当事者、暴力を振るった教職員、校長、教育長に落ち
度があるという中で、町としては、当事者に損害賠償請求をされるんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

ただいまの千坂議員の再質問でございますが、今回この3名の方々に、町はその請
求をするのかというようなご質問でございますけれども、国家賠償法第1条の第1項
では、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについ

て、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずるとございます。また、同条第2項では、公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、その公務員に対して求償権を有するとあります。このように、法律上は、加害公務員に対して求償するための規定はございますが、顧問弁護士の見解では、校長については、求償の要件である重大な過失まであったことを認定するのは難しいこと。暴行を加えた教員については、本件で暴行自体の損害は一部にとどまる一方で、過去の裁判例において、現実に求償請求を行った事例は少ないということであるため、本件で加害公務員の求償請求は難しいという顧問弁護士の見解でありますことから、町では請求しない考えであります。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第26号 公の施設の広域利用について」

議長（高平聡雄君）

日程第26、議案第26号 公の施設の広域利用についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉金兵衛君。

2番（児玉金兵衛君）

17.7%という低い利用率ということをおっしゃって、広域の利用も受け入れるとい

う流れになると思いますけれども、やはりちょっと拙速だと思ひまして、やっぱりコロナの状況ということが、医療政策やその児童政策に対して控える方向というのがやっぱりあると思います。広域につなげていく流れというのは変わらないとしても、コロナ明けでまたニューノーマルな状態になったときに、町民の利用率が低くても、それは恥ずべきことではないと思います。いざ町民が使いたいときに、預けたいときに、そこにいつでもあるというのが本旨だと思いますので、コロナがピークアウトして、また町民がいつでも利用できるときに、いっぱい使えないということがないように、要件を工夫していただいたり、今後しっかりその辺をチェックして、本分の大和町民の利用に少しでも妨げにならないような工夫も今後しっかり考えてチェックしていただきたいと思います。何かあればお願いします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

児玉議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

確かに、現在病後児保育室の稼働率につきましては、17.7%ということで低い状況でございます。ただ、この施設なんですけれども、子育て支援、サポートする施設と考えております。身近にサポートができない、そういった方に対して、安心して預ける場所を確保するために、町で建設をして進めてまいって、今コロナ禍ではあります。低い状況であるというのは、他市町村から見てもこの施設自体が低い施設であると思っております。

議員おっしゃるように、大和町の町民が実際利用するときに、今おっしゃったようなきちんとはほかの方たちにも利用はしていただくようになるんですけれども、現在のこの状況からだけではなくて、広く大和町以外の方が利用いただくことで、またアピールにもつながると思いますし、情報の発信の一つでしょうか、そういったことにもなると担当では考えてございます。

この利用者の数によりまして、国と県の補助金の額も変わりますことから、一定以上の利用は欲しいところでもございます。社会全体で子育てをサポートしていくいろいろな思いがあつて建設された施設でもございますので、負担金の金額、そして広域利用、人数、そういったことも踏まえまして、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

議長（高平聡雄君）

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議案第27号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約
の変更について」

議長（高平聡雄君）

日程第27、議案第27号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は午前10時55分とします。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

議長 (高平聡雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28「議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算」

日程第29「議案第29号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第30「議案第30号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第31「議案第31号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第32「議案第32号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第33「議案第33号 令和4年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第34「議案第34号 令和4年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第35「議案第35号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第36「議案第36号 令和4年度下水道事業会計予算」

日程第37「議案第37号 令和4年度水道事業会計予算」

議長 (高平聡雄君)

それでは、日程第28、議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算から日程第37、議案第37号 令和4年度水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

よろしくお願いたします。

令和4年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いいたします。

説明書の1ページになります。

議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算でございます、予算の総額を歳入歳出それぞれ124億円と

定めるものでございます。第2項の款項の区分ごとの金額は、第1表に記載いたしております。第2条は債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載いたしてございます。第3条は地方債で、令和4年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。第4条は一時借入金でございまして、最高額は10億円と定めるものでございます。第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限り、項間の流用を認めるという規定でございます。

それでは8ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。こちらは8ページから9ページまで、全部で16の事業がございますが、いずれも令和4年度に発注、調達行為をいたしまして、複数年度の契約等を行うことができる事項を定めるものでございます。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。起債の目的と充当する事業につきまして、ご説明申し上げます。

公共事業等債は、悟溪寺橋供用修繕及び吉田落合線道路新設工事です。一般事業債は子育て支援住宅事業に、緊急浚渫推進事業債は準用河川山田川などの土砂浚渫事業に、緊急自然災害防止対策事業債は衡南松坂平線ほか3路線の復旧工事等に、学校環境改善交付金事業債は吉岡小学校既存校舎解体工事及び吉田小学校校舎棟LED改修工事に、緊急防災・減災事業債は消防団本部の積載車購入事業に、臨時財政対策債は令和4年度で普通交付税が交付されるものと見込みまして計上いたしておりますし、それぞれの限度額、起債の方法利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは13ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。初めに、1款町税でございますが、町税につきましては、当初予算編成段階の年間見込額について計上いたしております。

1款1項町民税1目個人及び2目法人につきましては、コロナの影響等もございまして、全体としては順調に推移するものと見込みまして、比較でそれぞれ増額と見込んでおります。2項1目固定資産税は、復興特区法減免やコロナ禍での特例措置によりまして、約1億円の減収見込みであります。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金であります。各公共団体が所有する行政執行に用いていない部分につきまして、固定資産税率と同じ1.4%での交付がありまして、対象資産ごとに記載をいたしております。3項軽自動車税であります。1目環境性能割は、取得される自動車の環境性能に応じて税率が定められるものでございます。2目種別割は、軽自動車や原動機付自転車などで税率が異なるものでありまして、新規登録の税率変更や台数の伸びを考慮し、それぞれ増加を見込んでおります。4項1目町たばこ税につきましては、令和3年度の実績見込みから増加を見込んでおります。

15ページに移りまして、5項1目入湯税につきましては、前年度と同額の計上であります。6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%でありまして、増加を見込んであります。なお、この都市計画税と入湯税につきましては、目的税でありますので、その用途を少し説明させていただきます。

別冊資料の議案第28号関係資料一般会計当初予算財政課の資料をお手元にご準備をお願いいたします。表紙に箱枠で5つの項目が記載された資料でございます。

こちらの資料の1ページでございます。

目的税、都市計画税、入湯税の用途に関する説明書でございます。1の都市計画税でございますが、表を見ていただきますと、都市計画税、歳入は約2億8,000万円の計上であります。その下の都市計画事業、歳出は約4億3,300万円となりまして、この下の表に記載する4事業にそれぞれ充当を予定していただいております。道路整備事業につきましては、吉田落合線道路新設工事や県道大衡仙台線の負担金に充当を予定してしております。また、下から2つ目の下水道事業特別会計繰出金につきましては、下水道事業債で借り入れた地方債の元利償還金などがございます。次に、右側の入湯税でございます。入湯税、歳入は10万5000円で前年度と同額でございます。入湯税充当事業、歳出につきましては、町観光物産協会への補助金の一部に充当を見込むものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされておりまして、本町では、県の試算により示されました地方消費税交付金、社会保障財源化分の3億6,407万7,000円につきまして、項目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中、社会保障財源化分の交付金として表してございます。社会福祉といたしましては、民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生につきましては、衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当をいたしております。これらの当初予算

額に対しまして、充当割合は8.5%となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、地方交付税の推移につきまして、10年分の推移を表したものでございます。表の上段中ほどにございますF欄普通交付税でございますが、こちらを見ていただきますと、平成28年度から急激に減少しまして、平成30年度から令和2年度は不交付になってございます。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、地方債の償還計画表でございます。

5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、4ページの円のものをデータを年次別のグラフ化したものでございます。こちらの上の折れ線グラフにつきましては、差引き現在高を示しまして、下の棒グラフが返還金と利子の積上げでございます。下の折れ線が発行額となっております。これまでは、庁舎建設がありました平成21年度を除きまして、償還元金以下の借入れといたしましたことから、上の折れ線グラフは年々減少してございました。令和5年度以降の推計につきましては、吉岡小学校新築事業や土地区画整理事業などを想定し、また、各課からの将来予算要求額などを積み上げるなど、シミュレーションいたしております。

6ページをお願いいたします。

普通会計に属する基金の調書でございます。一番上の財政調整基金を見ますと、平成30年度末現在高から年々減少いたしまして、令和3年度末現在高見込額は24億3,000万円ほどとなっております。

3行目のまちづくり基金は、令和2年度から積立てを開始いたしまして、令和3年度末見込額は11億2,000万円となっております。

ここから5行下でございます学校校舎建設基金でございます。令和3年度見込額で20億円となっておりますが、令和4年度に2億円を取り崩し、18億となり、新築工事が始まります令和5年度、6年度に大きく減少する見込みであります。

7ページでございます。

7ページは普通会計以外の基金の調書でございます。こちら、後ほどご覧いただきたいと思っております。

8ページにつきましては、令和4年度の一般会計の目的別、節別の集計の資料を添付してございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

このほか、別冊でございますが、財政課調書といたしまして歳入歳出科目ごとの担

当課を記載しました全部で26ページの別冊で、令和4年度予算に関する説明書のうち、担当課調書、そのほか全14ページで作成いたしました右肩に取扱注意と記載がございますが、令和4年度予算に関する説明書のうち、委託料の内訳とございます資料を用意させていただきました。こちらは特別委員会審査の際にご活用いただければと存じます。

それでは、申し訳ございませんが、再度事項別明細書15ページをお願いいたします。

15ページの中ほどでございます2款地方譲与税から、17ページに進んでいただきまして、17ページの一番上でございます10款国有提供施設等所在市町村交付金までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みや令和3年度の実績見込み、また、県の試算に基づきまして計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

こちらの2つ目の表でございます。11款地方特例交付金でございます。国の政策による住宅ローン控除などの地方税減収の補填として交付されるものでございますが、令和3年度実績見込みにより計上いたしております。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は3,000万円の交付を見込みまして、特別交付税は、前年度同額の1億8,000万円を計上いたしております。震災復興特別交付税は、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除などに係る補填分として約5億3,000万円を計上いたしております。

13款交通安全対策特別交付金は、区画線や路面標示などの交通施設設置に関する交付金であります。

14款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでおります。

2項1目民生費負担金1節につきましては、養護及び特別養護老人ホームへの措置費及び高齢者タクシーの利用助成であります。同じく2節につきましては、保護者負担部分の利用料を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

15款1項の使用料につきましては、1目総務使用料から6目教育使用料までございますが、それぞれの条例、規定による使用料収入を見込んでおります。

19ページに移りまして、2項手数料でございます。こちら1目総務手数料から4目土木手数料までございますが、過年度の実績額等から各種手数料の収入見込額について計上いたしております。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節から5節は各種給付や国保税、

保険料軽減の特別会計繰出についての負担金となっております。

20ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として当初予算から計上いたし、対応するものでございます。

2項国庫補助金につきましては、おのこの事業展開によります補助金の計上を行っております。1目総務費国庫補助金につきましては、1節と2節は個人番号カードの交付事業に対しまして、総務省所管補助金であります。3節は町民バスが幹線的路線を補完することに対しての補助金であります。2目衛生費国庫補助金1節は、障害者の地域生活支援事業に対します補助金であります。2節は、私立保育園の運営費などのほか、保育士処遇改善に係ります交付金を計上いたしております。

なお、比較で前年度から約2億7,000万円の減となっておりますが、前年度にみやの森幼稚園の保育所整備及び認定こども園整備の補助金があったことなどによるものでございます。3目衛生費国庫補助金1節は比較で約4,500万円の増となっておりますが、説明欄の3つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が皆増となったことが要因でございます。4目土木費国庫補助金1節は悟溪寺橋の修繕、小鶴沢線舗装改良工事などに係る交付金です。2節は町営住宅の長寿命化に係る交付金です。3節は都市計画道路吉田落合線の4車線化工事と、もみじヶ丘団地の宅地耐震化推進事業に係る補助金でございます。5目消費費国庫補助金は記載の災害対策に係る補助金であります。6目教育費国庫補助金は要保護及び準要保護の児童生徒援助等に対します補助金であります。

21ページに入りまして、7目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、道路改修事業の予算計上でございます。8目農林水産業費国庫補助金は、1節でございますが、吉田地区農地整備事業に係る沢渡地区地形図作成の計上であります。3項1目総務費委託金及び次の2目民生費委託金は、国からの事務委託事業に要するものとしたしまして計上いたしております。

17款1項1目総務費県負担金は、移住支援事業に係る負担金であります。2目民生費県負担金の1節から5節の各負担金につきましても国庫補助金と同じ事業でございますが、県の負担割合による計上となっております。

22ページをお願いいたします。

2目県補助金につきましては、制度的なもの、あるいは予算補助という形で計上いたしております。1目総務費県補助金1節は消費者行政推進に要します補助金です。2目民生費県補助金1節は民生委員推薦会費のほか3項目への補助金でございます。

2節は地域生活支援事業のほか2つの事業に要します補助金です。3節は乳幼児医療費のほか子供の医療費や子育て支援に関する補助金です。3目衛生費県補助金1節は健康推進事業などの保健事業に対します補助金です。4目農林水産業費県補助金1節は農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金などの農政推進に対します補助金です。2節は林道及び林道橋の補修などに係る補助金です。

23ページに移りまして、5目消防費県補助金は住宅建築物耐震改修事業等に対する補助金です。6目教育費県補助金は子どもの心のケアハウス事業費等に対する補助金でございます。7目市町村振興総合補助金はメニュー化されました県補助金であります。令和4年度は、記載の10事業に対する補助金を見込んでおります。8目みやぎ環境交付金は有害鳥獣被害対策防止事業及び新規の田んぼダム構築事業に係る交付金です。次の災害復旧費県補助金につきましては、令和3年度で事業が完了いたしましたので、皆減となっております。

17款3項委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしましたものでございます。1目総務費委託金1節は権限移譲事務交付金などを見込んでおります。2節は県民税取扱費を見込み、3節は人口動態調査につきましては、衛生、統計調査に係る委託金を、4節は就業構想基本調査等の事務の委託金を見込んでおります。

24ページをお願いいたします。

5節は参議院議員選挙の事務委託金であります。2目土木費委託金1節は西川樋管操作管理に対します委託金を見込みまして、3目教育費委託金1節はスクールソーシャルワーカー活用事業、2節は文化財保護に要する委託金であります。18節1項1目財産貸付収入1節は旧雇用促進住宅駐車場など、町有財産の貸付け及び東北電力、N T T電柱などの収入を計上いたし、2目利子及び配当金につきましては、説明欄に記載の基金利子の計上であります。

2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は科目設定の計上であります。

25ページに移りまして、19款寄附金につきましても、1目から3目はそれぞれの費目での科目設定となっております。4目ふるさと寄附金につきましては、令和3年度の実績見込みでの計上としております。

20款1項1目財産区特別会計繰入金につきましては、3財産区からの事業費繰入金であります。2目国保特会繰入金につきましては、各種がん検診に係る繰入金であります。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源調整として約6億6,000万円の繰入れをいた

しまして、次の2目から26ページの6目にかけては、特定目的基金からの繰入金につきましては、それぞれ令和4年度事業執行のため、繰入金を計上いたすものでございます。

26ページをお願いいたします。

26ページの2つ目の表でございます。

21款繰越金でございます。前年度同額を措置するものでございます。

22款1項1目延滞金及び2目加算金は科目設定であります。

2項1目町預金利子は歳計及び歳計外現金の利子収入を計上いたしております。

3項1目民生費貸付金元利収入は東日本大震災に係る災害援護資金償還金及び過年度分償還金を計上いたし、2目商工費貸付金元利収入は中小企業振興資金の預託金分であります。

4項1目農業費受託事業収入は農地中間管理機構より、管理機構業務に対します受託収入と、2目教育費受託事業収入は県スポーツ協会からの自転車競場管理受託事業収入でございます。

27ページに移りまして、5項雑入につきましては、主なものをご説明申し上げます。1目納付金の2節は給食費納付金1億3,200万円ほどを計上いたしております。2目1節は場外車券売場交付金の売上げ見込額に0.5%を乗じた額を計上しております。3目雑入の中で、金額の大きなものとしたしましては、説明欄の上から7行目にございます小鶴沢処理場関連事業につきましては、県環境事業公社からの受託経費といたしまして1,600万円を、その4行下の光ファイバーケーブル貸付料617万8,000円のほか、下から2つ目の財団法人自治総合センターコミュニティ助成金500万円などを計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

23款町債につきましては、先ほど10ページの第3表の地方債で申し上げた内容と同一でございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、29ページから歳出の説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目 議会費につきましてご説明いたします。議会費につきましては、議会の運営に要するもので、議員、職員の人件費及び議会活動に要する経費を計上いたすものでございます。前年度との比較では553万円の増額となっておりますが、主には議会放送設備システムのリース料及び定期点検保守業務、議会のあり方プロジェクト関連経費などでございます。

1 節は議員18人の報酬、2 節は事務局職員 3 人分の給与、3 節は議員期末手当のほか、失業手当を含みます職員手当、4 節は議員及び職員の共済組合負担金でございます。以下、各科目の 2 節から 4 節につきましては、一般職、特別職、あわせて会計年度任用職員の人件費関係となりますので、説明を省略させていただきますことをご了承願います。7 節は議会だよりの発行に伴います寄稿者へのお礼の図書カードの購入代、議会のあり方プロジェクトにおけます講師及び参加者謝礼でございます。8 節は各種会議、研修会等の費用弁償及び各常任委員会等の視察研修の随行する職員を含みます旅費でございます。9 節は議長交際費といたしまして、前年度と同額を計上いたしております。10 節はコピー代及び追録代などの事務消耗品、燃料費は議長車のガソリン代、食糧費は視察対応及び議会報告会などのお茶代、議会コンサートの出演者用昼食代でございます。印刷製本費は年間 4 回の発行を予定しております議会だよりの印刷費、修繕料は議長車の車検を含みます小破修繕でございます。11 節は議会だよりの配付及び事務連絡等の郵送代、議長車の任意保険料、車検時の印紙及び自賠責保険料でございます。12 節は会議録作成及び議長車運転業務、議場放送システム定期点検保守業務の委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

13 節は議会放送設備システム及びタブレット端末25台分のリース料、文書共有システム利用料、議員研修会時のバス借上代、有料道路の通行料でございます。17 節は議員控室の本棚の購入費でございます。18 節は全国市議会議長会基地協議会、町村議会議長会ほか 4 協議会等への負担金、政務活動費を計上しております。26 節は議長車車検時の重量税でございます。

続きまして、2 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費につきましては、一般管理のほか人事管理、職員厚生、公用車自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区、総合教育会議に要する経費等を計上いたしております。1 節は産業医 1 人、特別職給料等審議会委員10人の報酬、総合案内の任用職員報酬となっております。

31ページをお願いします。

7 節につきましては、区長62人の報償金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、退任

区長に対する記念品等の経費を計上いたしております。8節は総合案内、区長、特別職給料等審議会、産業医、総合教育会議委員の費用弁償、そして、町長、副町長の出張用務、職員研修費、区長会研修の際の随行旅費を計上いたしております。9節は町長交際費でございますが、前年同額を計上いたしております。

32ページをお願いします。

10節は事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代、参考図書の追録代、公用車の燃料代、区長会議の際のお茶代、人事管理帳簿書類等の印刷代でございます。11節は携帯電話通話料、ボランティア保険、衛生管理者申請時の手数料、公用車の損害保険料、自賠責保険料、区長、交通安全指導隊、公民館分館長の災害補償保険料等に要する経費を計上いたしております。12節は職員の間ドック等、各種健康診断の業務、区長配達業務、県公平委員会事務委託、職場内での職員研修講師派遣に係ります委託費を計上いたしております。13節は緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、官報情報検索サービス利用料等を計上いたしております。18節は黒川地域行政事務組合の管理運営費のほか、宮城黒川地方町村会県地方税滞納整理機構、市町村研修場への研修費、県市町村自治研修センター等への負担金、そして、区長会への補助金でございます。22節は令和2年度の実績によります権限移譲事務交付金の返還金を計上いたしております。

次に、2目文書広報費でございます。広報広聴、文書管理、情報公開等のほか、今回電算管理費から移行いたしましたホームページの運営に要する経費を計上いたしております。

33ページをお願いします。

1節は情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ5人分の報酬でございます。3節はふるさとCMに携わります職員の時間外勤務手当でございます。7節は広報編集委員会の研修の際の講師、広報記事作成の謝礼及び広報モニターに対します記念品等の経費でございます。8節は情報公開審査会等の開催に伴います委員の費用弁償、広報セミナーに参加する際の旅費となっております。10節はコピー代のほか一般事務消耗品、懇談会開催の際のお茶代、広報たいわの印刷製本費、例規集の加除代、シンボルタワーの電気料金、小破修繕等に要する計上でございます。11節は一般郵便物の後納料、ファクシミリ通話料金、シンボルタワーの建物災害共済掛金でございます。12節はシンボルタワー敷地の除草業務のほか、ホームページ運用業務に係ります経費を計上いたしております。13節は印刷機、ファクシミリ、例規システムの借上料、出張の際の駐車料金、ホームサービスの利用料等でございます。18節は日本広報協会

への負担金、広報セミナー参加負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

1節及び8節は、令和5年度から6年度に入札参加共同受付が始まりますことから、来年1月から2月にパートタイム会計年度任用職員を雇用するものでございます。2節から4節につきましては、財政課の事務補助員の雇用に係る給料等でございます。7節は入札監視委員会を2回開催する報償金です。10節は書架代、コピー代の消耗品でございます。

34ページをお願いいたします。

食糧費は会議時のお茶代、印刷製本費は予算書及び決算時の成果に関する説明書の印刷製本でございます。11節は入札参加資格共同受付時の臨時的な電話料金でございます。12節は統一的な基準による財務書類作成支援及び公会計システム保守業務料を計上いたしております。13節は入札参加資格共同受付で臨時的に使用いたします電話及びファクシミリの借上料です。18節は地方財務協会への負担金です。24節は自治法第241条の規定により、所管基金への利子の積立てを計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 （吉川裕幸君）

続きまして、4目会計管理費でございます。会計一般管理に要する経費を計上しております。

10節は消耗品としましてコピー料、参考図書、伝票等の購入費用、印刷製本費としまして決算書、請求書、封筒等の印刷費用でございます。11節は通信運搬費としまして、口座振替に係ります専用回線利用料、手数料としまして、公共料金自動口座引落とし手数料、公金取扱い手数料、指定金融機関との口座振替システムのサービス手数料

料のほか、4月から予定しております金融機関窓口における町税等の納付書による収納事務手数料として、指定金融機関への割賦総括手数料等を計上しております。12節は会計課及び杜の丘出張所にて収納いたします公金、納付書等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費を計上いたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、5目財産管理費でございます。こちらは事業内訳に記載の施設や公用車等に関する維持管理費を計上いたしております。

1節及び3節は、吉田コミュニティセンターの受付事務に係る会計年度任用職員の報酬及び期末手当でございます。7節は施設の清掃、巡視に係る報償金です。10節は公用車並びに庁舎及び各施設管理の消耗品、各課で共用いたしております公用車12台分の燃料費、21ページに入りまして、印刷製本費は施設使用許可申請書、光熱水費は庁舎等の電気料並びに上下水道料の計上、修繕料につきましては庁舎等の小破修繕料や公用車の整備料などを計上いたしております。11節は各施設の電話料、手数料は公用車登録手数料及びタイヤ交換、火災保険料は各施設の共済掛金、自動車損害保険料は共用公用車の自賠責保険及び自動車保険、保険料は各施設の賠償責任保険料の計上であります。12節は地域に依頼しております児童館跡地の管理業務、町有地の除草等業務や各施設の清掃、警備業務のほか、設備点検業務等を計上しております。13節は土地使用料として、吉岡コミュニティセンターの通路敷地等の借上料について計上いたしております。機械借上料はAEDを、車借上料は公用自動車のリース代を、テレビ視聴料につきましては各施設の受信料を、駐車場使用料は出張時の駐車料金を計上いたしております。14節は高田倉庫シャッター修繕、吉岡コミュニティセンター非常灯更新、吉田コミセン女子トイレ壁タイル修繕、鶴巣防災センター駐車場の碎石修繕工事などを計上いたしております。15節は落合三ケ内地区の法定外道路、通称赤線の修繕を三ケ内地区の皆様が実施いたしますが、町はコンクリート側溝と集水ますを購入し、提供するものでございます。17節は庁用器具費として庁舎管理備品の購入を、機械器具費は、公用車のリース車両7台が令和4年度内にリース満了となりますことから、対象車種の走行距離等を勘案いたしまして、購入に切り替えるものでございま

す。18節は講習受講料、防火管理協会への負担金です。24節は基金利子です。26節は既存の公用車及び購入車両の自動車重量税や環境性能割等でございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課課長補佐早坂 基君。

まちづくり政策課課長補佐（早坂 基君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、にぎわい創出事業など、企画調整全般に係るもののほか、防衛施設周辺整備対策、町民バス、デマンドタクシーの運行事業、総合計画関連事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業のほか、一般財団法人総合センターの一般コミュニティ助成事業に要します費用でございます。

なお、令和4年度の米軍実弾射撃訓練の日程につきましては、本年2月17日に防衛省で訓練計画が公表されましたので、議員皆様にお知らせしたところでございます。来年度につきましては、第3四半期で開催予定となっておりますので、それらに係る関連予算も今回計上しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、1節についてでございますが、こちらは総合計画審議会委員12人分の報酬で、年1回の会議を予定しております。

36ページをお願いいたします。

2節、3節、4節は、にぎわい創出事業に係ります事務補助に、会計年度任用職員を12か月雇用するための給料、手当、社会保険料に要します費用を、また、3節のうち職員時間外勤務手当は、米軍実弾射撃移転訓練業務に係る時間外勤務手当でございます。7節につきましては、指定管理者選考に係る外部委員、にぎわい創出事業プロジェクトチーム員、地域公共交通会議委員への謝金のほか、令和4年度のふるさと納税寄附金の寄附金額の見込額4,000万円の30%に相当します1,200万円を返礼品分として計上しております。8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償のほか、にぎわい創出事業に係ります先進地視察及び宮城移住フェア参加に要します費用でございます。10節につきましては、事務消耗品のほか、町民バス3台分のタイヤ代、町民バス、デマンドタクシー用手指消毒液、同じく時刻表の印刷、総合計画及び国土利用計画の印刷製本代、米軍訓練パトロールに要する燃料代、各種会議のお茶代、町民バスの車検整備時とテレビ共同受信施設等の修繕料でございます。11節につきまして

は町民バス、デマンドタクシーの利用、利便性向上に向けまして、利用者及び利用登録者等を対象にアンケート調査、抽出件数1,000件といたしておりますが、それらの実施に要します郵便料、ふるさと納税に係りますポータルサイト広告料、寄附金のクレジットカード決済手数料、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バスの車検時の申請手数料及び自賠責保険料などがございます。12節につきましては、町民バス、デマンドタクシーの運行業務、にぎわいプロジェクトに係る業務、ふるさと納税促進業務に係ります返礼品の調達、発送関係書類の発行、郵送等のほか、光ファイバー網の保守点検業務に要します費用でございます。13節につきましては、先進地視察の際のレンタカー代、高速道路利用料、駐車場使用料のほか、光ファイバー網の電柱共架及び地下管路等施設使用料、町民バス運行時の緊急対応車両借上料、デマンドタクシー運行管理システムの利用料などがございます。14節につきましては、テレビ共同受信施設共架電柱の移転に伴います共架電線移設工事及びまほろば百選の標柱更新等に係ります工事請負費でございます。次に、17節及び18節の一部につきましては、財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、町内会、大和町では、行政区単位としておりますが、そのコミュニティ活動の充実強化を図るために必要な備品などの購入費を助成する一般コミュニティ助成事業の交付を受けて実施をするものでございます。この事業には2通りの申請方法がございまして、1点目は、1地区の申請額が100万円を超えて申請上限の250万円以内で申請する場合、その地区が事業の実施主体となり補助金交付を受け、実施するもので、その部分につきましては、18節で予算措置をいたすものでございます。2つ目は、1つの行政区の申請額が100万円に満たない場合、町が申請上限の250万円までを取りまとめて備品を購入するものでございまして、その部分につきましては、17節で予算措置をするものでございます。それでは、改めまして17節でございますが、今回実施対象となります行政区は、宮床地区は荒井、もみじヶ丘3丁目地区、吉田地区は麓下、清水地区、鶴巣地区は砂子沢、鳥屋地区の合計6地区、6行政区への備品の購入に要します費用でございます。18節につきましては、37ページも併せましてお願いいたします。負担金といたしまして、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか11団体への負担金でございます。補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、高等学校通学応援事業、鶴巣地域振興協議会、子育て世帯と移住定住応援事業、三世代同居応援事業への補助及び宮城県の移住支援事業といたしまして、首都圏から地方へUターンして就職、移住した方に対しまして、1件100万円の補助を見込むものでございます。また、空き家等利活用事業といたしまして、空き家バンクに登録している空き家への家財等の片

づけ、築20年以上の空き家を購入して、子育て世帯への補助のほか、子育て支援住宅入居時の奨励金といたしまして、入居時の負担を因るために、転入であれば20万円、転居であれば15万円を交付いたしまして、さらには、子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金といたしまして、小中学校に就学する児童生徒を扶養する世帯を支援するために、月額最大1万円の助成を行うものでございます。

なお、先ほどご説明いたしました一般コミュニティ助成事業で、1行政区の申請額が100万円を超え、申請額の250万円以内で申請する行政区は、吉岡南2丁目地区でございます。その備品購入事業に対します補助金をこの18節に計上するものでございます。24節につきましては、ふるさと寄附金収入4,000万円から、寄附金に係る費用を差し引きました1,618万円と利子分を含めまして、ふるさと応援基金積立金に、防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金には、基金預金利子を積立てをするものでございます。26節につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算費につきましては、電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費を計上いたしております。

10節は電算関係の用紙類、プリンタートナー、データカートリッジ等の消耗品に要する費用でございます。11節はインターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁と出先機関との回線の使用料等でございます。12節は電算処理運営に伴いますハードウェアの統合保守、各種電算システム運用に伴いますソフトウェアの保守、自治体情報システム強靱化向上対策システムなどの運用保守等でございます。

38ページをお願いします。

13節は住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなど、情報処理と情報管理を行うための基幹システムのクラウド化等に係ります機器類の借上料及び利用料でございます。18節は県高度情報化推進協議会負担金、市町村電子申請システム、自治体情報セキュリティークラウドの共同利用に係る負担金と特定個人情報関連事務委任交付金を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、8目出張所費につきましては、杜の丘出張所の管理運営事務費を計上したものでございます。

8節は職員旅費、10節はコピー代、事務用品代などがございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

7節は交通安全指導員28名分の報償金、8節は交通安全指導員の出勤手当を実績見合いで延べ1,000回分、移動研修費用をそれぞれ計上しております。10節は春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入生用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要する経費及び交通安全広報車2台分のタイヤ購入に要する費用でございます。11節は交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料など、13節は高齢者の安全運転技能向上トレーニングアプリの使用料、14節はスクールゾーンの路面標示が消えている箇所の整備工事費用を、17節は運転機能向上トレーニングアプリ用モニター購入費用、18節は町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、黒川地区交通安全協会町内7支部への活動助成金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無線放送用機器の管理運営に要する経費でございます。

39ページをお願いいたします。

10節は防災無線子局及び再送信局の電気料及び無線機等の修理代ほかを計上いたしております。11節は黒川消防本部との専用回線使用料、防災無線聞き逃しサービスの回線使用料、無線局再免許手数料、防災無線子局等の火災保険料、12節は防災無線放

送設備同報系及び医療系の年間保守点検委託料、無線局の免許期間更新に係る再免許取得の委託料、13節は長者館山再送信局管理用通路の土地借上料、18節は電波利用料でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づきます事業推進の経費でございます。

1節は男女共同参画推進審議委員10人分の報酬でございます。7節は男女共同参画研修会時の講師謝礼として、8節は審議会開催時の委員の費用弁償、10節は事務消耗品代、会議におけます、お茶代等でございます。

続きまして、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置いたして相談窓口の開設及び消費生活講座などの啓発に要する経費でございます。

1節は消費生活相談員1名分の報酬でございます。7節は消費生活講座の講師謝礼、8節は消費生活相談員の費用弁償でございます。10節は啓発用金の購入、リーフレット等の印刷の経費でございます。18節は区市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

続きまして、13目諸費につきましては、総務課所管分の予算についてご説明いたします。

40ページをお願いいたします。

総務課所管といたしましては、人権相談、行政相談等の一般管理、防犯対策、町功労者の表彰と結婚支援事業に要する経費でございます。

1節は表彰審査委員会委員6人分の報酬でございます。7節は結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じて成婚されたカップルに対するプレゼント、仲人による成婚報酬、人権作文コンクールの参加賞、町政功労者感謝の言葉の受賞者に対します記念品代等でございます。8節のうち9,000円につきましては、表彰審査委員会開催時の委員費用弁償でございます。10節1,695万円のうち総務課所管分では106万6,000円で、人権啓発用品、社会を明るくする運動啓発用品や表彰式、婚活イベントでの消耗品、表彰式の次第、人権、社会を明るくする運動周知用のパンフレット等

の印刷代、そして、町内に設置しております防犯カメラの電気料金でございます。11節のうち209万2,000円が総務課分で、表彰式の案内、婚活イベント開催案内のはがき代、全国町村総合賠償補償責任保険料の計上でございます。12節は婚活イベント企画運営業務の委託費と防犯カメラ保守点検業務の委託費でございます。13節は、99万円のうち58万9,000円が総務課分でございます。婚活イベント参加者の送迎用バス借上代、婚活会場の会場借上料でございます。14節のうち231万円は、町内の通学路に予定しております防犯カメラ2基の設置工事費でございます。18節は県山岳遭難防止対策協議会大和支部から、41ページのみやぎ青年婚活サポートセンターまでの8団体への負担金と町防犯協会への補助金、そして、新規事業といたしまして、特殊詐欺の対策電話機器購入費の補助といたしまして申請50件を見込み、計上いたしております。19節は、新たに条例を制定し、対応いたします犯罪被害者等支援事業といたしまして、遺族支援金30万、傷害支援金10万円、死体捜索費用支援金10万円をそれぞれ1人分として計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午後 0時01分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、午前に引き続きましてよろしくお願いいいたします。

説明書の40ページをお願いいいたします。

財政課所管分でございます。

40ページ中ほどから下の13節でございます。説明欄の一番上に土地借上料40万1,000円がございます。こちらは宮床地区駐車場用地の借上料でございます。次に、18節につきましては、41ページ、説明欄の7行目に補助金とございます。こちらは七

ツ森観光協会から下がりまして、下から5行目の宮床地区集会施設修繕等事業費までが、3財産区からの繰入れを受けまして、地域振興に資する補助金として交付するものでございます。次の区集会施設建設事業費につきましては、各地区の集会場改修等への補助でございまして、令和4年度は、吉岡下町、落合報恩寺、吉岡南1丁目及び吉岡まほろば2丁目の4地区への補助でございまして、

財政課分は以上でございまして、

議長 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、町民生活課所管分でございます。自衛官募集事務費6万2,000円になります。

8節は事務担当者研修会等に係ります普通旅費1万3,000円、10節紙代等の消耗品代として1万円、11節事務募集事務及び事務連絡等に係る郵便代等通信運搬費として9,000円、18節自衛隊家族会への補助金といたしまして3万円になります。

以上になります。よろしくお願いたします。

議長 長 （高平聡雄君）

都市建設課課長亀谷 裕君。

都市建設課課長 （亀谷 裕君）

同じく13目諸費のうち、防犯対策費に係ります都市建設課所管分につきまして、ご説明いたします。防犯灯の維持管理及び設置に係ります費用でございます。

10節につきましては、防犯灯数2,524灯分の電気料及び修繕に要します費用及び電力量の高い既設灯具60ワットの一部300基ほどでございまして、これにつきまして、省エネ型灯具10ワットに交換する費用でございます。14節につきましては、過去3か年で電柱に設置いたしました平均設置数13基の新設に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 （小野政則君）

続きまして、2項徴税费でございます。1目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び諸証明交付事務に要する費用を計上しております。

1節及び42ページをお願いいたします。

8節と13節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会の委員3名分の報酬及び費用弁償でありまして、13節につきましては、研修会移動時の有料道路通行料等であります。10節につきましては、評価審査委員会研修時の資料代のほか参考図書追録代、コピー代、事務用品代及び固定資産評価審査委員会時のお茶代、税務証明書用紙の印刷費用であります。18節につきましては、負担金といたしまして、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会費及び宮城たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金であります。

次に、2目賦課徴收费でございます。賦課徴收费につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び管理徴収業務等に要する費用を計上しております。

1節から4節につきましては、課税事務補助等に係るパートタイム会計任用職員等への報酬、給料、手当、社会保険料、共済組合負担金であります。

43ページをお願いいたします。

7節につきましては、賞賜金としまして、税推進ポスター募集に係る記念品代、納税貯蓄組合長等感謝状記念品代、差押え動産算定謝礼等、報奨金につきましては、納税貯蓄組合68組合に対します完納報奨金でございます。8節につきましては、納税貯蓄組合連合会の研修会に係る職員旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要する費用であります。10節につきましては事務用品代のほか、公用車の燃料費、納税表彰式の際のお茶代、住民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書及び徴収事務に係る督促、催告状の印刷代並びに公用車の車両整備等に要する費用でございます。11節につきましては、還付通知用のはがき代のほか、口座振替、コンビニ及びスマート収納等に係る手数料、預貯金の電子照会システムに係る手数料、軽自動車賦課資料情報提供及び軽自動車税環境性能割取扱い手数料、土地家屋の登記事項証明書の発 hands 手数料並びに自動車の損害保険料に要する費用であります。12節につきましては、軽

自動車税の納税通知書等の発送業務、新たに軽自動車税に係る手続の電子化対応などのシステム改修、共通納税利用拡大に係るシステム改修費を計上しておりまして、土地評価標準値下落修正業務、令和6年度評価替えに向けた固定資産税評価支援業務、標準宅地不動産鑑定評価業務、固定資産に係るシステム改修、現地調査システムの導入及び滞納管理システムの保守に係る業務委託料を計上しております。13節につきましては、確定申告支援システム、固定資産管理、家屋評価システム、滞納管理システムに係る機械借上料、有料道路駐車場の使用料及び共通納税システム地方税電子申告国システムのサービス利用料に要する経費でございます。18節につきましては、地方税共同機構への電子申告等への負担金でございます。22節は公人を含みます住民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度の還付金と還付加算金に要する費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費は、町民生活課窓口での各種証明書、手続及びコンビニ交付、マイナンバーカード交付事務等に要する経費でございます。

1節は窓口業務補助に係りますパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。44ページをお開きください。

8節は職員旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は参考図書やプリンタートナー、コピー代、用紙代等の消耗品と各種証明申請書等の印刷代でございます。11節はファクス回線使用料、マイナアシスト用Wi-Fi通信料、コンビニ交付手数料などでございます。12節は戸籍総合システム番号制度連携対応業務、戸籍総合システム保守料、附票連携対応ソフトウェア保守、副本管理システム保守、マイナアシスト保守、コンビニ交付システム保守、マイナンバーカード裏面プリンター保守料等でございます。13節は戸籍総合システム、マイナンバーカード裏面プリンター借上料でございます。17節は戸籍業務に係ります資料のDVDセットの購入代でございます。18節は県戸籍住基事務協議会とコンビニ交付に係る運営負担金でございます。法改正により、今年度から、個人番号カード関連事務の委託に係るJ-L

I Sへの交付金の支払いはなくなったものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

次に、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。こちらは選挙執行に直接関わらない選挙管理委員会に係る経費を計上しております。

45ページをお願いします。

1節及び8節につきましては、選挙管理委員4人分の報酬費用用弁償でございます。10節は参考図書、事務等の消耗品の購入代、選挙管理委員会封筒の印刷代でございます。12節は投票管理システム保守業務の委託料でございます。

続きまして、2目選挙啓発費でございます。7節は明るい選挙啓発ポスターコンクールの記念品代、8節は明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償、13節は研修会参加の際の駐車場使用料でございます。

次に、3目参議院議員選挙執行費でございます。今回の選挙は、令和4年7月25日に任期満了となります参議院議員の改選の選挙となるものでございます。

1節は選挙管理委員、投開票立会人等の報酬でございます。3節は投開票事務に従事いたします職員の時間外勤務手当等でございます。7節はポスター掲示を私有地に設置した際の敷地借用の謝礼でございます。8節につきましては、1節と同様、選挙管理委員、投開票立会人等の費用弁償でございます。10節は選挙事務に要する消耗品代、投開票事務従事者の夕食代、投票場入場券等の印刷代でございます。11節は投票所入場券等の郵送料、投票用紙計算機計数機点検の手数料等でございます。12節はポスター掲示板の設置撤去後業務、期日前投票システムの保守、投票用紙分類機運用保守業務、そして、開票所で使用いたしますハイテーブルの設置の委託料でございます。13節は投票会場借上料、投票箱装置用タクシー借上料でございます。17節は投開票事務に使用します投票用紙計数機2台を購入するためのものでございます。そして、45ページの衆議院議員選挙執行費と、次の46ページの上段、県知事選挙執行費につきましては、令和3年度限りの執行となり、令和4年度は予算が皆減、そして、廃目となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課課長補佐早坂 基君。

まちづくり政策課課長補佐（早坂 基君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。令和4年に実施されます指定統計調査は、10月1日を調査期日として行われます就業構造基本調査に係る費用、また、令和5年に実施が予定されております住宅土地統計調査に向けた準備に要します費用を計上いたしているものでございます。

初めに、1節につきましては、就業構造基本調査に係ります指導員及び調査員10人分及び住宅土地統計調査指導委員4人分の報酬でございます。3節につきましては、統計調査に係ります職員の時間外勤務手当でございます。7節につきましては、就業構造基本調査協力者への謝礼でございます。8節は就業構造基本調査指導員、調査員及び住宅土地統計調査指導員への費用弁償でございます。10節につきましては、統計調査に要します事務消耗品、会議の際のお茶代でございます。11節は事務連絡及び調査時の郵送料及び電話料でございます。18節につきましては、県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員2名、職員1名の人件費及び各種会計の監査等に要します経費を計上いたしております。

1節につきましては、監査委員2名分の報酬でございます。

47ページをお願いいたします。

8節につきましては、各種監査及び研修等に要します費用弁償でございます。10節は参考図書購入代、コピー料金、研修テキスト代などの事務用消耗品、監査及び審査時におけますお茶代でございます。18節は宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費1項社会福祉費でございます。

1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターへの運営補助、日赤宮城支部事業及び民生委員、児童委員協議会への助成、生活保護の事務費、セラピー広場管理業務及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金等の経費でございます。

1節は民生委員推薦会委員7名及び日赤大和町町分会事務補助員、臨時特別給付金事務補助員に要します任用職員等の報酬でございます。7節は地域福祉計画推進協議会委員12名分、民生委員推薦会委員7名分の報償金及び研修会講師等謝礼に要します費用でございます。8節は民生委員推薦会に関わる費用弁償、臨時特別給付金事務補助金の通勤手当等の旅費でございます。10節は事務用品に関わる消耗品費ほか、公用車の燃料費。

48ページをお願いいたします。

各種会議開催等のお茶代、公用車車検整備に要します費用でございます。11節は電話料等の通信運搬費、行旅死亡者に関わる広告料、死体検案書の手数料、公用車の車検手数料、自動車損害保険料の経費でございます。12節は行旅死亡者に関わる火葬業務及びセラピー広場管理業務に関わる委託料でございます。18節は大和町社会福祉協議会ボランティアセンター、民生委員協議会、町遺族会への補助金でございます。19節は火災等の災害一時扶助分及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。24節は長寿社会対策基金の利子積立金に要する費用でございます。26節は公用車の重量税でございます。27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、老人保護措置費、生き生きサロン事業費、老人クラブ支援、大和町シルバー人材センター支援、敬老会事業、在宅老人対策事業の高齢者生活支援並びに高齢者タクシー助成のほか、i c s c a乗車証を発行し、新たに高齢者の外出支援事業に要する費用でございます。

7節は敬老会アトラクション出演謝礼に関わる報償金及び敬老者への記念品に関わ

ります賞賜金に要します費用でございます。10節は事務用品のほか、敬老会に関わります食糧費、敬老会名簿、高齢者タクシー助成券の印刷等に要します表でございます。11節は敬老会案内状、敬老会祝い金振込手数料、i c s c a 乗車発行手数料、乗車発行配布郵便料の経費でございます。12節は高齢者生活支援事業といたしまして、寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業等に要します費用でございます。

49ページをお願いいたします。

18節は負担金としまして、宮城県シルバー人材センター連合会の賛助会費と黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会、i c s c a 利用負担金に係ります負担金経費でございます。補助金といたしましては、地域福祉活性化事業のとなりぐみ活き生きサロンとしての地区への補助金、大和町シルバー人材センターへの活動の支援補助、社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者への利用者負担軽減措置としての介護保険、低所得者利用者負担軽減対策事業費、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。19節は80歳以上の敬老者の方への敬老祝金及び100歳を迎えられます方々への特別敬老祝金、要介護認定3以上の対象者への介護用品購入費助成費用、養護老人ホーム入所に関わります老人保護措置に係ります費用及び高齢者タクシー利用助成費、i c s c a 利用助成費でございます。27節は介護保険事業勘定特別会計の必要経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

3目国民年金費でございます。国民年金費は、国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

10節は関係法令追録代、コピー代、事務用品代等の消耗品代でございます。11節は事務連絡等の郵便料金等の通信費でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

続きまして4目障害福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害者及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業、心身障害者医療費助成などの生活支援に要します費用でございます。前年度と比較いたしまして5,900万円ほど増額となっておりますが、令和4年度より、心身障害者医療助成の事務所管が、町民生活課から健康支援課へ移管になることに伴いまして、2項1目児童福祉総務費から予算科目の変更があったことによるものが大きな要因でございます。

1節でございます。来庁した聴覚障害者への窓口手続に対します手話通訳者、相談業務としての精神保健福祉士、事務補助員などの会計年度任用職員の報酬でございます。

50ページをお願いいたします。

7節は身体及び知的障害者相談員2名、障害者福祉計画推進協議会委員12名、障害者福祉講習会講師、障害者支援区分認定調査員、巡回支援専門員などへの報償金でございます。8節は認定調査員の費用弁償及び手話通訳者の通勤手当でございます。10節はコピー料金、参考図書などの事務消耗品のほか、会議の際のお茶代、障害福祉サービスガイドブック及びタクシー利用券等の印刷製本費に要します費用でございます。11節は福祉タクシー利用助成券などの郵送料のほか、主治医意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費請求審査支払手数料などがございます。12節は更新を行います障害福祉システム移行期間の補助業務及び障害福祉システムの通常保守業務、障害者相談支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を黒川4市町村で業務委託をいたします緊急時支援体制整備事業、ひだまりの丘内で活動を行っております地域活動支援センター、工房ななつもりの運営などに要します委託料でございます。13節は認定調査時に要します有料道路通行料及び駐車場の使用料、障害福祉システムの借上料でございます。18節は負担金といたしまして、黒川地域行政事務組合への障害者支援区分認定調査会の運営負担金、補助金といたしましては、町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営補助、自動車運転免許取得4件及び自動車改造に対します助成1件、自発的活動支援事業2団体への助成でございます。19節は心身障害者医療費助成、特殊マット、ストーマ装具、電気式たん吸引器などの重度身体障害者の日常生活用具給付、人工透析者の入院及び通院におけます厚生医療給付、義足及び車椅子、補聴器などの補装具給付、在宅酸素療法者、酸素濃縮器利用者に対します使用電気料の助成、居宅及び療養介護、グループホーム施設入所な

どの障害福祉サービス、障害児の発達支援及び放課後デイサービスなどの障害児通所サービス、難聴児の補聴器購入に対します助成、福祉タクシー利用助成並びに慢性特定疾病の児童に対します電気式たん吸引器や人工鼻などの日常生活用具給付などに要します費用でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

10節はセンターの維持管理に要する消耗品費、燃料費及び電気、上下水道費の光熱水費、設備機械の小破修繕費でございます。11節は電話料、受水槽に係ります水質検査等の手数料、施設火災保険に係ります経費でございます。12節はセンターの受付、総合案内の委託、公園除草作業等の施設管理の業務委託分、測量設計、施工管理といったしまして、お風呂を改装しての事務所を改修、設計に係ります費用並びに機械設備保守点検等に係ります業務委託等の経費でございます。13節は業務用食器洗浄機の借上料、AEDリース分及びテレビ受信料の経費でございます。14節は低温発生装置、仕切り板交換工事に要します費用でございます。18節は黒川地区防火管理者協議会並びに危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

6目後期高齢者福祉総務費につきましては、18節は県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費と医療給付費負担金でございます。27節は後期高齢者医療特別会計への繰出金となります。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

52ページをお願いいたします。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等の事務、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策費、児童支援センター事業、保育士等処遇改善臨時特例交付事業に要します経費でございます。

1節は子育て支援課業務事務補助員、子供家庭支援員のパートタイム会計年度任用職員、子ども・子育て会議委員に対します報酬でございます。2節から4節は、フルタイム会計年度任用職員に対する給料、期末手当、通勤手当、社会保険料が含まれております。

53ページをお願いいたします。

7節は、虐待防止研修会講師謝金、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼及びことばの教室講師謝金でございます。8節はパートタイム会計年度任用職員、子ども・子育て会議委員の費用弁償と虐待防止対策地域連絡協議会委員の旅費でございます。10節は図書購入代、コピー代等の消耗品費、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌ぽっかぽか、医療費受給者証の印刷製本費、さらに5か所の児童遊園等の管理に要します光熱水費及び小破修繕費でございます。11節は郵便料金等の通信運搬費、手数料は児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。12節は児童支援センター運營業務、あんしん子育て医療給付及び未熟児養育医療給付の審査及び支払い業務、児童遊園の遊具点検業務及び除草作業業務、児童支援センターエアコン及びタイルカーペットのクリーニング業務に要します経費でございます。13節は児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場の使用料でございます。14節は児童スポーツ広場の看板設置工事費でございます。18節は子育て支援サークルへの補助、保育士等処遇改善臨時特例給付事業は、昨年閣議決定されましたコロナ克服、新時代開拓の経済対策によるもので、令和4年4月から9月までの保育士等の収入を3%程度引き上げるため、事業者へ補助金を交付するものでございます。19節はあんしん子育て医療費、未熟児養育医療費として助成をいたすものでございます。

続きまして、2目児童措置費のうち、子育て支援課所管分の児童手当支給事務費、令和4年度から、町民生活課より移管されます第3子以降育児支援事業費についてご説明をいたします。

1節と8節は、児童手当支給事務補助員としてのパートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。10節はコピー代、事務用品購入代等の消耗品費、児童手当現況届用の封筒などの印刷製本費でございます。

54ページをお願いいたします。

11節は児童手当現況届通知書の送付の郵便料金でございます。12節は法改正に伴うレイアウト改修に対応するための児童手当システム改修に要します経費でございます。13節は児童手当システムの借上げに要する経費でございます。19節はゼロ歳から15歳までの約4,000名の12か月分の児童手当の支給費と第3子以降の出生、小中学校入学の祝金でございます。

子育て支援課分につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

町民生活課所管分でございます。

53ページをお開きください。

誕生祝事業といたしまして、記念祝詞に要する経費20万6,000円でございますが、10節の消耗品といたしまして祝詞の台紙代17万6,000円、印刷製本費といたしまして、メッセージカードの印刷代が3万円となるものでございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、3目母子福祉費につきましては、主に母子・父子家庭医療費助成に要します経費でございます。

10節はコピー代、事務用品購入代等の消耗品費、受給者証等の印刷製本費、11節は

受給者証の送付の郵便料金でございます。18節は大和町母子福祉課への補助金でございます。19節は母子・父子家庭への医療費の助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営費と、令和4年4月から民間保育園3園と私立幼稚園2園が認定こども園に移行した菜の花、すぎのこ、すみれの花、みやの森、もみじヶ丘と私立保育園の杜の丘や地域型保育事業への運営委託料及び幼児教育保育の無償化や病後児保育事業に要します経費でございます。

1節はもみじヶ丘保育所の保育士、用務員に係るパートタイム会計年度任用職員及び嘱託医の小児科医師及び歯科医師に対する報酬でございます。3節、4節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、社会保険料が含まれております。55ページをお願いいたします。

7節は保育所入所選考会での選考委員への報償金とももじヶ丘保育所への入所、退所の児童に対します記念品、運動会等の賞品に要します経費でございます。8節は保育士の研修旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節はもみじヶ丘保育所に係る消耗品費、灯油、プロパンガスの燃料費、来客用のお茶代、文集の印刷製本費、電気料等の光熱水費、小破修繕費、給食の賄材料と病後児保育施設に係る消耗品、プロパンガスの燃料費、電気、上下水道料金でございます。11節はもみじヶ丘保育所に係る電話料の通信運搬費、コンビニ収納手数料及びエアコン等の清掃の手数料、建物火災保険料及び病後児保育施設の電話料、建物火災保険料等でございます。12節は杜の丘保育園の運営委託、もみじヶ丘保育所に関する給食調理業務、保育支援システムの保守業務、システム更新業務、清掃業務、除草業務、消防設備転勤、警備業務等に要します経費と、病後児保育施設に係る委託に要します経費でございます。13節は保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機のリース料、病後児保育室のAED並びに券売機のリース料、もみじヶ丘保育所の遠足時のバス借上料、清掃用具借上料でございます。14節はもみじヶ丘保育所のプール更新工事、スチームコンベクションオープン設置工事に要します経費でございます。17節はもみじヶ丘保育所の掃除機とデジタルカメラを購入するものでございます。

55ページから56ページをお願いいたします。

18節負担金は、5つの認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園への運営費負担、さらには幼児教育保育の無償化の給付負担金及び日本保育園保健協議会、黒川地区防火管理者協議会等への各種協議会、研修会に係る負担金及び幼稚園等への幼児教育、保育の無償化に係る負担金でございます。補助金は、認可保育所に入所できずに

待機となった児童が、認可外保育施設を利用した場合、利用料の一部補助を保護者に対して行うもの、企業主導型保育施設を利用している8世帯について、保育料の一部補助を行うもの、また、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を認定こども園と私立保育園へ補助を行うものです。

続きまして、5目児童館費は、7児童館の管理運営に要する経費と、放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要します経費でございます。

1節は7児童館の児童館運営協議会委員とパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

57ページをお願いいたします。

2節から4節は、一般職員の給料、手当、共済費のほかに、会計年度任用職員の手当、社会保険料等が含まれております。7節は各児童館行事、職員研修の講師謝金でございます。8節は児童館運営協議会委員の費用弁償、職員研修旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は児童クラブ教材費、コピー代等の消耗品費、児童館施設管理に要する燃料費、来客用お茶代、光熱水費、各児童館の小破修繕費でございます。11節は電話料、切手代等の通信運搬費及びピアノ調律等の手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。12節はよしおか放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託、各児童館の消防施設やエアコンの点検、宮床児童館ほか2館の警備業務委託などに要します経費でございます。13節は各児童館のAEDや印刷機のリース料、児童館職員の研修などの際の高速道路通行料や駐車場利用料及び宮床児童館の清掃用具借上料でございます。14節はもみじヶ丘児童館の照明器具交換工事でございます。

58ページをお願いいたします。

17節は吉田児童館において掃除機の更新をするもの、落合児童会においてガスコンロを更新するものがございます。18節は宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会、防火管理講習会の負担金、補助金は、放課後児童支援員処遇改善補助金及び各児童館、母親クラブへの補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長 櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保健衛生費でございます。主なものとしたしましては、母子保健、乳幼児各種検診、出産祝い品贈呈、特定不妊治療費助成、栄養改善、健康づくり推進、自死予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業会計、下水道事業会計への繰出金などに要しますものでございます。

1節は食育推進会議の委員11名、乳幼児健康診査及び育児相談、訪問指導等に係ります保健師、看護師、歯科衛生士、助産師及び公認心理士などの会計年度任用職員の報酬でございます。

59ページになります。

7節でございますが、保健推進員77名、乳幼児健診、歯科健診、新生児訪問及び健康づくり事業などの際の医師、保健師、助産師、健康運動指導士などに対します謝礼並びに健康たいわ21推進委員14名、健康づくり推進協議会委員15名、自死予防対策連絡協議会委員13名に対します会議の際の出席謝礼等の報償金でございます。賞賜金といたしましては、健康づくり実践者表彰の記念品、献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の祝い品であります絵本セットなどの購入に要します費用でございます。

8節は各種会議に開催時の費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当、保健師研修旅費などでございます。10節につきましては、各種検診及び栄養教室等の事業に要します事務用品、消耗品のほか、公用車燃料費、会議開催時のお茶代、乳幼児健診及び各種健診等で使用いたします手指消毒液、マスク、診察用手袋の購入、母子健康手帳230冊、父子手帳220冊、乳幼児健診等年間カレンダー大きくなれ2,000枚、各種検診に使用いたします受診票、検査用紙など及び妊産婦新生児訪問時等の配付資料の印刷製本費などに要します費用でございます。11節は郵送料の通信運搬費及び検診時に使用いたしますしーツなどのクリーニング代、外国人支援のための通訳の筆耕翻訳料、公用車の保険料等に要します費用でございます。12節は年末年始を含みます年間72日分の休日在宅当番医業務及び令和4年度より開始をいたします新生児聴覚検査事業、同じく令和4年度より開始をいたします産後ケア事業、それから、従来実施しております妊婦検診、産婦検診、各種乳幼児健診など、健康づくり地区モデル事業並びに電子母子健康手帳アプリ運用保守などの業務委託に要します費用でございます。13節は健康管理システム機器の賃借料及びシステム使用料、対象者ケア会議等出席の際の有料道路通行料、駐車場使用料に要します費用でございます。17節は、令和4年度より開始をいたします3歳児健診時の視力屈折検査に使用いたします検査機器ビジョンスクリーナーを購入する費用でございます。18節の負担金につきましては、公立黒川病院及び火葬場経費の本町分の負担金、宮城ハンセン協会ほか2団体への負担金等でご

ございます。

60ページをお願いいたします。

補助金でございます。保健推進委員会及び食生活改善推進委員会に対します運営助成でございます。19節は里帰り出産におけます妊婦及び産婦20人を想定いたしました健診費用、特定不妊治療費助成20人を想定しておりますが、その費用でございます。

なお、特定不妊治療につきましては、令和4年度より保険適用となることが決定しておりまして、経過措置での助成ということになるものでございます。23節につきましては水道事業会計の出資金でございます。27節は水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては感染症予防、各種予防接種、健康診査、がん検診のほか、健康教育、健康相談、医療用ウイッグ、乳房補整の費用助成及び新型コロナワクチン接種に要します費用でございます。前年比で1億円以上の増となっておりますが、新型コロナワクチン接種事業費につきましては、令和3年度補正予算で計上させていただき、当初予算には含まれておりませんでした。令和4年度当初予算で、今回1億1,710万円ほど計上しております。ほぼその予算分が増ということになってございます。

なお、新型コロナワクチン接種につきましては、現在のところ、実施期間が令和4年9月30日までと定められておりまして、引き続き黒川4市町村の共同体制により、個別接種を進めてまいります。集団接種も実施する想定での予算編成を行っております。

1節でございます。検診準備に係ります事務補助員、各種検診、健康相談及び新型コロナワクチン接種におけます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などの会計年度任用職員の報酬でございます。

61ページをお願いいたします。

7節は予防接種健康被害調査委員5名、地区健康教室、健康づくりモデル事業等の研修開催時の講師及び新型コロナワクチン接種に従事していただく医師、看護師等への報償金でございます。8節は予防接種健康被害調査委員会委員の費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は各種検診の際に必要な事務用品等の消耗品のほか、検診会場の暖房用燃料、各種検診の申込書、通知書、予防接種等の通知及び接種券の印刷代、感染症対策並びに新型コロナワクチン接種時のマスク、アイシールド、手指消毒液などの購入に要します費用でございます。11節は通信運搬費といたしまして、新型コロナワクチンを含む各予防接種、各種がん検診等の郵送料、新型コ

ロワクチンコールセンター通信料及び新型コロナワクチン接種に係る保険料でございます。12節でございます。予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核検診、成人歯周病検診を含む健康増進法に基づきます一般的な基本健診と各種がん検診の業務委託に要します費用でございます。また、新型コロナワクチン接種関連につきましては、ワクチン接種業務及び関連する費用の支払い業務、接種記録システム入力事務、ワクチン移送関係業務、会場設営業務、コールセンター業務等の費用を計上いたしております。13節です。新型コロナワクチン接種予約受付用通信端末レンタル料、予防接種従事者及びがん検診等の研修会、説明会の際の駐車場使用料及び新型コロナワクチン接種予約システム利用料でございます。17節につきましては、新型コロナワクチン移送用保冷バッグの購入に要するものでございます。19節につきましては、里帰り出産想定10人の定期予防接種、医療用ウィッグ、乳房補整具購入15件の想定のもの及び子供インフルエンザ予防接種費用助成に要します費用でございます。

なお、子供インフルエンザ予防接種助成につきましては、今年度まで中学3年生を対象としていたものを令和4年度より高校3年生相当年齢まで拡充させていただくものでございます。接種率を小学生以下70%、中学生80%、高校生相当年齢90%で積算し、計上させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

3目環境衛生費につきましては、環境美化推進、環境衛生活動事業、不法投棄パトロール及び撤去作業、臨時粗大ごみ引取り、大気汚染や水質検査の実施、飼い犬の登録管理業務等の事業費でございます。

1節は、4月から町民生活課所管になります環境審議会の委員9名の報酬でございます。7節は花壇耕起、管理人夫賃、環境美化推進員63名の謝金でございます。8節は環境審議会委員の費用弁償と研修会時の職員旅費でございます。

62ページをお願いいたします。

10節は防疫の薬剤費、花いっぱい運動の花代、肥料代、狂犬病予防注射済み証作成、公用車燃料費、臨時粗大ごみ引取り周知用チラシ印刷代、犬シール作成代、防疫機械

の修繕料や事務用品代等でございます。11節は空き地除草、防疫薬剤紹介等に係ります切手代等の通信費、放浪犬等一時預かり手数料、公用車登録手数料、公用車の保険代等でございます。12節は不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去作業、臨時粗大ごみ引取り日のごみ運搬業務委託、春秋町内一斉清掃時のクリーンステーション片づけ業務、不法投棄ごみ処理業務、町道周辺清掃業務、エコファクトリー周辺対策としての水質検査、ダイオキシン検査、アスベスト検査等、河川水質検査業務委託料になります。そのほか、米軍射撃訓練時の振動、低周波測定、環境自動車騒音測定、狂犬病予防集合注射、犬の登録システム導入等の業務委託料でございます。13節は狂犬病予防集合注射時の会場借上料でございます。17節は防疫薬剤散布機械購入及び公用車、軽トラックの購入代でございます。18節は町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークの年会費でございます。26節は公用車に係ります重量税でございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費につきましては、一般廃棄物処理運搬業務等に係る経費やクリーンステーション整備費助成事業、資源回収奨励金の交付事業、宮床山田最終処分場跡地の維持管理費等の経費でございます。

1節は廃棄物減量等推進審議会の委員9名の報酬でございます。7節はストックヤードの草刈りや環境整備作業に係る報償金、資源回収団体に対する1キロ当たり4円の奨励金でございます。8節は廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。10節はクリーンステーションの立て看板、ポール、ごみ収集コンテナ代、会議時のお茶代、一般家庭用ごみ収集計画表、廃棄物搬入証などの印刷代、杜の丘地区のクリーンステーション、宮床山田最終処分場跡地フェンス修繕料などでございます。

63ページをお願いいたします。

11節はストックヤードコンテナ保管庫の火災保険料、クリーンステーション蜂の巣駆除手数料でございます。12節は一般廃棄物収集運搬委託料、動物死骸回収処理委託料、宮床山田最終処分場跡地の除草委託、杜の丘クリーンステーションの植栽撤去及び補修等でございます。18節は、負担金は黒川地域行政事務組合への負担金でありまして、その内訳といたしましては、し尿処理経費分1,814万5,000円、ごみ処理経費分2億7,555万3,000円、最終処分場経費分3,609万7,000円でございます。補助金は、クリーンステーション整備の補助金でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時14分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長 (遠藤秀一君)

それでは、引き続きよろしくお願いたします。

63ページでございます。

5款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会総務費及び農業者年金委託事業費分についてでございます。

1節につきましては、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名分の報酬でございます。2節及び4節はフルタイム会計年度任用職員の農業者年金台帳整備等のための臨時職員の3か月分の給料及び社会保険料でございます。8節につきましては、農業委員等の総会出席及び案件調査に係ります費用弁償、先進地視察研修及び職員の旅費でございます。9節は農業委員会会長交際費でございます。10節は、消耗品費といたしまして総会議案書及び資料代等のコピー代、燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は農地パトロールのお茶代でございます。

64ページをお願いいたします。

印刷製本費は農地の各種申請用紙、農業委員会だより、封筒等の印刷代でございます。11節は郵便料金でございます。12節は農地台帳基本システムの保守及び更新作業業務委託料でございます。13節は車借上料といたしまして、農業委員と研修に係るバス借上げ、有料道路通行料は高速道路を利用した場合に、システム利用料は農地台帳システム利用に要する費用でございます。17節は農地台帳システム用パソコン購入に要するもの、18節は負担金、一般社団法人宮城県農業会議ほか3団体への会費でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、最初に農林振興課所管分についてご説明を申し上げます。

農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

65ページをお願いいたします。

7節は農協まつりの際の農林製品の品評会の副賞に要するもの、10節の消耗品費は、一般事務用品及び公用車の夏タイヤ代であり、29万8,000円の計上でございます。燃料費は公用車とふれあい農園の管理機の燃料代で9万9,000円の計上でございます。光熱水費はふれあい農園の水道代電気代であり23万円の計上、修繕料はふれあい農園の管理機の修繕で11万円の計上でございます。11節の自動車損害保険料は3万9,000円で、公用車1台分の自動車共済分担金でございます。保険料は4万4,000円で、ふれあい農園の建物の保険に要するもの、12節業務委託はふれあい農園の管理委託料であり41万1,000円の計上でございます。施設備品管理委託料はふれあい農園の浄化槽管理清掃委託であり、15万1,000円の計上、18節はみやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への会費でございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、財政課所管分をご説明申し上げます。この中では、町民研修センター、宮床基幹集落センター、落合ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの4施設の維持管理に要します経費を計上いたしてございます。主なものをご説明させていただきます。

65ページでございますが、10節は、消耗品費として各施設の事務用品や清掃用具等を、燃料費は暖房用灯油、ガス代を、印刷製本費は施設使用申請書、光熱水費は電気料及び水道料金等を、修繕料は施設の小破修繕費を計上いたしております。11節は、通信運搬費として電話料、火災保険料は施設の共済保険料でございます。12節は町民研修センターの窓口受付、除雪業務のほか、吉田ふるさとセンターの長寿命化に係る実施設計業務費を計上いたしております。施設備品管理委託では、施設清掃及び消防点検のほか、落合相川地区と吉田金取南地区に施設周辺の環境美化を依頼するものであります。13節は機械借上料としてAEDのリースを、テレビ視聴料は各施設の受信料を、清掃借上料はマットレス借上料でございます。14節は宮床基幹集落センター和

室へのエアコン設置のほか、落合ふるさとセンターの入り口看板、研修室ドア修繕等
であります。17節は宮床基幹集落センター大会議室の机、椅子の購入について、宮床
採算区の補助を受けまして更新するものでございます。

財政課所管分は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、農業振興区域の線
引き等の見直し事務、農業改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理
事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業及び有害鳥獣対策に要
する経費でございます。

1節は農業振興地域整備促進協議会委員18名及び鳥獣被害対策実施隊54名の報酬で、
実施隊の人数につきましては、前年より3名の増加を見込むものでございます。3節
は休日に有害鳥獣対応を行う場合の職員時間外手当でございます。7節は農業経営改
善支援チーム員になっております宮城県農業士1名分の報償金でございます。8節は
農業振興地域整備促進協議会会員の費用弁償でございます。

66ページをお願いいたします。

普通旅費は職員の、特別旅費は認定農業者先進地視察研修旅費でございます。10節
は、消耗品といたしまして、コピー代、事務用品、有害鳥獣用のわなに要します経費
で、特にイノシシ用のくくりわなは、前年様同様に300基を予定するものでございま
す。燃料費は公用車の燃料代、食糧費につきましては会議の際のお茶代、印刷製本費
は封筒代等の印刷に要するものでございます。11節通信運搬費は有害鳥獣対策用携帯
電話の通話料、手数料はイノシシくくりわなに子熊等が錯誤した場合に放獣するた
めの麻酔銃のための経費、自動車損害保険料は軽トラック公用車の保険料でございま
す。17節は、機械器具費はイノシシ捕獲用箱わな10基等に要する経費でございます。18節
負担金は県青果物価格安定相互補償協会のほか5団体への負担金で、特にイノシシ等
の鳥獣駆除経費につきましては、町有害鳥獣被害対策協議会を通しまして実施隊員に
4半期ごとに活動費を支給している状況でございます。補助金はコロナ禍の影響を受
けました農林業災害対策利子補給で、県単資金分でございます。農業用廃プラスチック
等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、野ネズミ駆除に係る農地等環境保全

対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稲いもち病、カメムシ防除に係る黒川地域農作物病虫害防除推進協議会への助成でございます。JA新みやぎと連携いたしまして、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業に対しての助成、産地育成対策事業といたしましては、曲がりねぎ生産に係ります管理機導入の際の助成、ブルーベリー生産拡大への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成でございます。農業制度資金といたしまして、令和元年度台風19号農業被害対策資金利子補給の助成でございます。

67ページをお願いいたします。

新型コロナ対策農畜産支援利子補給は、JA新みやぎ資金分の利子補給についての助成でございます。農業次世代人材投資事業は、令和3年度に鶴巣地区に新規就農した方への支援助成でございます。多面的支払交付金は、町内35組織で取り組みます農村集落維持活動事業への助成、農地集積集約化対策事業といたしまして、経営転換、農作物及び地域集積協力金に対しての補助金を交付、中山間地域振興事業といたしまして、吉田みどりの少年団活動と、JA新みやぎの特産品普及推進事業等への助成、中山間直接支払交付金事業は、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部の地域が取り組みます農業用施設等の維持保全活動に対する助成でございます。有害鳥獣被害対策といたしまして、狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費への助成、有害鳥獣被害防止施設補助事業は、農家が農作物被害を軽減するために設置いたします電気柵等の侵入防止柵の購入費用への20万円を上限とした2分の1の助成を行うものでございます。

次に、4目の畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

18節は、負担金は県及び町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金は黒川管内素牛販売促進対策事業といたしまして、町内で生産されました子牛をJA新みやぎあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成しようとするもの、また、繁殖牛子牛事故共助事業として、流産や死産等に対する共助金として助成を行うものでございます。24節は肉用牛貸付事業運営基金への利子の積立てでございます。

次に、5目農地費でございます。農地整備事業として、県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業に要する経費でございます。

7節はもみじヶ丘ため池除草等に要する経費でございます。8節は技術研修及び農地の現地等検討協議会に係る職員の旅費でございます。10節は、消耗品は土地改良設計基準書、サケ、アユ等の稚魚放流代、事務用品及びコピー代でございます。また、流域治水の観点から、水田の貯留機能を活用した田んぼダムを推進するため、水田の

排水口を小さくしたロート型堰板約200ヘクタール分の費用をお願いするものでございます。この田んぼダム推進箇所につきましては、鶴巣東部及び鶴巣西川土地改良地区などを中心に予定をしておるところでございます。食糧費は農地整備事業の際の説明会のお茶代、印刷製本機は農業農村整備事業管理計画に係る図面印刷等でございます。

68ページをお願いいたします。

修繕料は、宮床山田地区の草農家は、排水路のフェンスなどの農業用施設の小破修繕に要するものでございます。11節は農業用ため池水路頭首工など247か所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。12節は杜の丘調整池を農業用ため池と管理しておりますことから、その管理業務費用でございます。そのほか落合舞野地区の東北自動車道沿線の農道側溝土砂撤去業務及び吉田沢渡地区の県営土地改良整備事業採択に向けての地形図作成業務に要するもの、また、令和4年度より県営土地改良事業に着手いたします吉田金取北地区の農地利用状況調査に要する経費でございます。13節は、有料道路通行料及び駐車場使用料は出張に要する際の業務打合せに必要なものでございます。著作権使用料は労務資材単価等の著作権使用料でございます。14節は農道宮床高山8号線の舗装工事に要するもの、15節は町内農道維持補修用碎石等の費用でございます。18節負担金は宮城県土地改良団体連合会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合、牛野ダム管理組合、八志田堰用水路改修事業等への負担のほか、県営事業での吉田金取北地区の基本設計及び測量設計並びに鶴巣地区の下草堰北目堰統合堰の計画調査に要する負担金でございます。補助金につきましては、町内4か所の排水機場洪水調整事業として、光熱水費に係る排水機場の運転費用を大和町土地改良区への助成、農業環境整備事業として町内の農家が行う農地及び農業用施設の整備維持保守工事に対して助成を増額措置し、また田んぼダムを推進するため、畦塗り等の畦畔整備助成事業といたしまして30ヘクタール分を措置するものでございます。豊かなふるさと保全整備事業は、大和町土地改良区が実施いたします鶴巣西川地区の排水路補修事業に対して助成を行うものでございます。23節及び27節は、農業集落排水事業分の会計間の調整として、下水道事業会計へ出資及び繰出しを行うものでございます。

次に、6目水田農業対策事業費でございます。水田農業推進に要する経費であり、経営所得安定対策の推進、転作の助成及び人・農地プランに要するものでございます。

3節は夜間等の農業集落に対する説明会の職員の時間外手当、7節は人・農地プランの検討委員会委員7名の報償及び転作の現地確認の際の立会人の報償でございます。8節は水田農業視察研修に係る参加者及び職員の旅費でございます。

69ページをお願いいたします。

10節の消耗品は印刷用トナー、事務用品代に要する経費、食料費は集落代表者説明会のお茶代でございます。11節の通信運搬費は集落代表者説明会の切手代でございます。12節は水田農業システム保守及び水田活用交付金を国に申請する農林水産省共通申請システムプログラムを作成するための業務委託に要するものでございます。13節の機械借上料は水田台帳地図情報システムの借上料、車借上は転作の現地確認の際の車借上げ、水田農業視察研修のバス借上げ、有料道路通行料は視察研修の際の高速道路代でございます。18節は水田農業構造対策推進事業といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会への助成、水田農業ビジョン推進事業として、農家集落50集落への話合いの助成、水田営農条件整備事業として、転作営農機械購入を行います農業生産団体7団体への助成でございます。また、環境保全型直接支払交付金事業につきましては、JA新みやぎの水稻部会で取り組んでおります環境保全米の取組に対して助成を行うもので、本年度は180ヘクタールの取組を予定しております。

次に、5款2項1目の林業振興費でございます。林業の振興、林道及び林道橋の補修、森林の整備、森林病虫害の防除に要する経費でございます。

7節の報償金につきましては、林道の除草及び倒木の除去作業に要する経費及び森林環境譲与税検討委員会の報償でございます。10節の消耗品費は原木シイタケPRに係るもの、食料品は会議の際のお茶代、修繕料は、林道大平桑沼線ほかの林道の不陸整理及び小破修繕に係るものでございます。12節の業務委託は森林管理巡視業務及び林道石塚線、伊達山線ほか除草業務、宮城県森林クラウド運用業務、林道高倉線除雪業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務及び森林病虫害防除業務、森林経営管理制度に基づく民有林意向調査に要する経費でございます。14節につきましては、森林環境譲与税を活用いたしまして、林道滝ノ原、蘭山線の舗装、横断工の工事、また、国の補助事業を活用いたしまして、林道湯名沢線等の林道橋3橋の補修工事を行うものでございます。15節は林道維持管理用碎石に要するものでございます。18節の負担金は県林業振興協会のほか、70ページをお願いいたします。5団体への負担金でございます。森林山村多面的機能発揮対策事業は、町内森林活動団体が国の補助事業を活用して森林整備を実施するための町の負担金でございます。県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線につきましては、事業費の町負担分の1割を予算計上するものでございます。補助金は、林道地域振興事業といたしまして大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林広益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策事業は吉田愛林公益大会等が実施する民有

林の整備を黒川森林組合が取りまとめて補助申請を行うものに対しまして、補助としまして町では1割の上乗せ助成を行うものでございます。24節は森林環境譲与税基金への基金利子分を計上するものでございます。

次に、5款3項1目の水産業振興費でございます。宮城県が開発した三倍体イワナである伊達いなわ普及振興を図るための経費でございます。

10節の消耗品費は伊達いわなのイベント参加者向けの啓発用品及び試食材料に要する経費でございます。印刷製本費は伊達いわな啓発用リーフレットの作成に要するもの、12節は庁舎及び物産協会に展示しております伊達いわな水槽の清掃及び管理業務に要するもの、18節は伊達いわな支援事業といたしまして、町内飲食店での流通量を増加させることで町内外からの集客が期待できることから、伊達いわなの発祥の地から伊達いわなの町となるよう、町内飲食店に出荷した場合に出荷業者に対しまして助成を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、6款1項商工費でございます。1目商工総務費は職員人件費に係るものでございます。

71ページをお願いいたします。

次に、2目商工振興費でございます。商業及び工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

7節は企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。8節は企業訪問に係る職員の旅費及び東京、名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加旅費でございます。10節消耗品費はコピー代や事務用品、企業誘致のための訪問時のお土産代など、食糧費は企業等連絡懇話会に係るもの、印刷製本費はオープンファクトリー工場見学、企業説明会等、資料印刷代でございます。11節手数料は企業立地セミナー等に着用するはんてん等クリーニング代、保険料はオープンファクトリー工場見学参加者の保険料でございます。12節は仙台北部中核工業団地ののり面及び中央公園内歩道等の除草業務に要するものでございます。13節はオープンファクトリー工場見学参加者送迎用バス借上代、企業訪問の際の自動車道路通行料でございます。18節の負担金は

町中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会、県企業立地セミナー実行委員会への負担金、補助金につきましては、くろかわ商工会の事業費補助金、割増商品券発行事業の助成、商店街担い手育成支援事業として、大和まると市、テイクアウト祭りへの助成、町中小企業振興資金に対する利子補給、地域で頑張る事業者応援事業費として、商品開発支援、店舗のイメージアップ支援、空き店舗活用支援のための補助、町小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給、企業立地奨励金は、大和リサーチパークに立地しました企業2社に対し、企業立地奨励金2件、用地取得奨励金1件、計3件に交付するものでございます。20節は町中小企業振興資金の預託金でございます。

恐れ入りますが、72ページをお願いいたします。

21節は町中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。観光の振興、観光施設の維持管理、オートキャンプ場の新設、また、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の産業振興を図るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節は船形山登山道、自然遊歩道の倒木伐採等作業及び升沢避難小屋、七ツ森自然遊歩道等の管理に係る報償金でございます。8節は静岡県島田市で行われる島田髷まつりに参加する職員及び島田飴伝承会会員分の旅費でございます。10節消耗品費はイベントPR用品のほか、旗坂野営場の清掃用具代、レンタサイクルスタンプラリー用景品代等でございます。燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブック、七ツ森散策マップ、まち歩きガイドブック等の増刷、四十八滝運動公園オートキャンプ場チラシ印刷代、光熱水費は旗坂野営場公衆トイレの電気料、修繕料は施設等の小破修繕、旗坂野営場いろり等丸太椅子修繕、町道吉岡吉田線案内板交換修繕等に係るものでございます。11節手数料は旗坂野営場の水質検査手数料及びアサヒナサブロー着ぐるみ等のクリーニング代、火災保険料は七ツ森陶芸体験館ほか、観光施設10施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車の任意共済保険料、保険料は尾花沢市花笠踊り等祭り参加者の保険料及びレンタサイクル賠償責任保険料でございます。12節の業務委託は七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理料のほか、ダム周辺公園等13施設及び南川ダム資料館の管理業務、自然遊歩道等の除草業務、アサヒナサブローエア着ぐるみの作成代、町PR動画配信のための大和町観光等プロモーション事業、大和町観光案内業務、観光PRバスツアー広告掲載運行業務などに係るものでございます。施設備品管理委託は旗

坂野営場の浄化槽、給水を含めた施設の維持管理に係るものでございます。13節の会場借上料は船形山入山届冬期専用ポスト設置小屋及び吉岡地区本陣案内所に係るもの、機械借上料は本陣案内所、南川ダム資料館、花野果ひろばに設置するAEDリース代、車借上料は尾花沢市花笠踊り等への交流参加者送迎用のバス借上料、有料道路通行料は花巻市石鳥谷まつりに参加の最の高速道路通行料でございます。14節は四十八滝運動公園に新設するオートキャンプ場新設工事、案内看板設置工事、防犯カメラ設置工事に係るもの、蛇石せせらぎ公園簡易水洗トイレ改修工事、立輪水辺公園及びふれあいの里防犯カメラ設置工事に係るものでございます。15節は蛇石せせらぎ公園、旗坂野営場の未舗装駐車場等の補修用砕石代でございます。18節負担金は県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか4団体への負担金。

恐れ入りますが、73ページをお願いいたします。

同じく負担金でございますが、防火管理者資格取得講習会の2名分の受講料、補助金につきましては、町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会、島田飴まつり伝承会、南川湖畔まつり実行委員会、まほろばまつり実行委員会への助成でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課課長 亀谷 裕君。

都市建設課課長 （亀谷 裕君）

続きまして、同じく73ページ、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費につきましては、土木管理費といたしまして道路台帳の作成及び修正業務等のほか、各種協議会の負担金、用地対策事務といたしまして国土調査の誤訂正等に要します費用でございます。

1節につきましては、窓口業務補助員としてパートタイム会計年度任用職員1名のほか、現在進めております空き家等対策計画の推進に関わります空き家等対策協議会の委員報酬に要します費用でございます。3節及び4節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の手当及び社会保険料を含みます費用でございます。8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の交通費及び空き家等対策協議会委員の費用弁償に要します費用でございます。10節のうち消耗品につきましては、法令の追録、積算資料等、参考図書購入のほか、境界立会用ポール等の購入、食糧費につきましては、用地補償協議及び空き家等対策協議会等開催時のお茶代に要します費用ござい

ます。

74ページをお願いいたします。

11節につきましては、携帯電話4台分の通信料及び使用料でございます。12節につきましては、町道長尾線道路改良工事の完成に伴います台帳修正のほか、21路線8.83キロメートルの台帳作成及び修正業務及び現在更地になっております町営橋本、山ノ神住宅地の土地境界確定図作成のための測量業務並びに国土調査の誤訂正等に伴います測量業務に要します費用でございます。13節につきましては、都市建設課用務の際の会場借上料、会議先進地視察等の有料道路通行料、駐車場使用料のほか、建設物価調査会等の著作権使用料、積算システム及び図面コピー機の借上げに要します費用でございます。18節につきましては、宮城県道路協会ほか10団体への各負担金のほか、補助金といたしまして、私道等整備対策に係ります助成に要します費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。道路側溝舗装の修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理並びに除雪等に係ります費用でございます。

75ページをお願いいたします。

10節のうち消耗品費につきましては、土のう袋や除草剤等、道路維持作業資材のほか、3.5トンダンプ道路パトロール車等公用車両の消耗品等に要します費用でございます。燃料費は道路維持管理車両のガソリン代等に、光熱水費は街路灯、バスターミナル等に係ります電気料及び上下水道料に要します費用、修繕料は公用車両の車検、修繕費及び街路灯の修繕のほか、道路等の小破修繕等に要します費用でございます。11節のうち手数料につきましては、道路維持作業の際に発生いたしました残材の処分料及び3.5トンダンプパトロール車、作業用軽トラック計3台の車検時の印紙代、火災保険料はバスターミナルの待合所等の火災保険に、自動車損害保険料は都市建設課所管車両の自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料に要します費用でございます。12節につきましては、町道維持管理業務、植樹帯等除草業務、街路樹の剪定業務に要します費用のほか、もみじヶ丘地区内の街路樹の根上がりに伴います樹木の伐採業務、側溝等堆積土砂の撤去業務、バスターミナル待合所の清掃、警備、除草業務、1か月分相当の春季除雪に要します費用のほか、町道衡南松坂平線道路のり面修繕を行うための測量及び設計業務に要します費用でございます。13節につきましては、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地の借上料でございます。14節につきましては、舗裝修繕工事といたしまして、町道杜の丘2丁目1号線、町道裏街道線の2路線を、側溝修繕工事は町道大崎北目線、町道長丁線の2路線を、道路修繕工事は部分道路補修等に要し

ます費用でございます。15節につきましては、碎石、山砂、アスファルト合材等の道路維持補修用の資材、道路付属物の資材購入に要します費用でございます。17節につきましては、側溝運搬用つり金具2セットの購入に要します費用でございます。26節につきましては、都市建設課所管の車両3.5トンダンプ1台、パトロール車、作業用トラック計3台の自動車重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業によります改良事業等に係るものでございます。

10節につきましては、コピー代及び設計図書保存用のケースの購入代、その他一般事務用品等に要します費用でございます。12節のうち国土交通省補助事業では、七ツ森大橋を含みます12橋の橋梁定期点検及び柿木橋ほか41橋の橋梁長寿命化修繕計画策定業務、令和2年度より継続事業で行っております悟溪寺橋修繕工事に係ります積算施工管理業務、単独事業では、抜け道等となっております路線などの交通状況を把握するため、町道大崎三ノ関線等の交通量調査業務に要します費用でございます。

76ページをお願いいたします。

14節につきましては、国土交通省事業といたしまして、町道小鶴沢線舗装改良工事及び町道悟溪寺報恩寺線に係ります悟溪寺橋修繕工事の継続と、町道前舞野下草線視距不良区間解消のための道路改良工事、防衛省事業といたしましては、天皇寺地区ほか排水路整備工事の継続と、今年度、雷神線ほかといたしまして実施しました測量設計によります町道上柴崎線の道路改良工事、単独事業では、保福寺線及び関連いたします町道保福寺線の一部区間の道路改良工事に要します費用でございます。

続きまして、3目橋りょう維持費でございます。10節につきましては、橋りょうの小破修繕に要します費用でございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費でございます。14節につきましては、区画線設置工事といたしまして、町道高田線ほか1路線、歩行者用路面区画標示、グリーンベルトといたしまして、町道中町下町線、町道長丁町線におきまして実施するもの、町道天皇寺東下蔵線につきましては、隣接いたします道下都市下水路の転落防止といたしまして、隣接区間に転落防止柵を設置するほか、町道高田杉ヶ崎線は、老朽化した車線誘導標の更新に要します費用でございます。15節につきましては、カーブミラー等の道路安全用品購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。河川愛護会助成を含みます河川維持管理、樋管操作管理のほか、吉田川床上浸水事業対策といたしまして、国土交通省で実施しております竹林遊水池が完成することに伴います地元対策に要します費用ござ

います。7節につきましては、準用河川の支障物除去作業等に要します費用でございます。10節のうち消耗品につきましては、油漏れ等に対応します吸着マット及び事務用品購入費用に、光熱水費は一級河川西川、樵橋上流の左岸にございます樵樋管及び右岸にございます西川樋管に係ります電気料でございます。12節につきましては、吉田川河川公園の除草業務、準用河川の支障木伐採等業務、樵及び西川両樋管の鶴巢大崎地区及び鳥屋地区へお願いします操作管理業務、そのほか、吉田川床上浸水事業対策でございますが、舞野地区内水対策といたしまして、内水の流入先でございます地区内水路につきましては、吉田川への接続する区間180メートルが土側溝となつてございますことから、洗掘防止を目的に水路整備を行う予定としております。今回この現状把握のため、現地測量業務の実施に要します費用でございます。14節につきましては、準用河川山田川上流部の堆積土砂撤去工事の継続及び準用河川明ヶ沢川の堆積土砂撤去工事、樵排水樋管ゲート開閉装置交換工事のほか、吉田川床上浸水事業対策といたしまして、竹林側遊水地内の主要な農作業道路の路面碎石等流出防止を図るため、道路舗装工事に要します費用でございます。17節につきましては、現在河川愛護会へ除草機械を貸し出し、作業を行っていただいておりますが、斜面对応の除草機械をお願いしたいと会員でございます各地区からの要望がございますことから、河川堤防用等といたしまして、斜面对応除草機械の購入に要します費用をお願いするものでございます。18節につきましては、県下管理の一級河川及び準用河川8河川17地区で除草作業を実施しております大和町河川愛護会への助成に要します費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金に要します費用でございます。

1節につきましては、年3回開催予定の都市計画審議会会長ほか8名の報酬に要します費用でございます。

77ページをお願いいたします。

8節につきましては、同じく都市計画審議会会長ほか8名の費用弁償に要します費用でございます。10節のうち消耗品につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入費用、食糧費は都市計画審議会におけるお茶代に要します費用、修繕料は都市計画図と印刷用プリンターに要します費用でございます。12節につきましては、都市計画マスタープラン策定業務、都市計画区域等検討調査業務、吉岡小学校改築工事に関連します八幡緑地の都市緑区域変更業務のほか、平成20年に調査を実施し、大規模盛土造成地に指定されておりますもみじヶ丘団地造成地につきましては、現在の盛土等状況を把握する目的といたしまして実施します第2次スクリーニング計画策定業務に要

します費用でございます。18節につきましては、全国街路事業推進協議会への負担金でございます。24節につきましては、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、2目下水道費の23節につきましては、下水道事業特別会計の出資金、27節につきましては、同じく下水道事業特別会計の繰出金となっております。

続きまして、3目公園費でございます。都市公園29か所、都市緑地8か所及びその他の公園、緑道等152か所の維持管理に要します費用でございます。

10節につきましては、公園管理用資材、公園等の街灯の電気料及び公園トイレ等上下水道料金、地区委託の公園等の小破修繕等に要します費用でございます。11節につきましては、公園のトイレ、あづま屋等の火災保険料及び公園緑地等の損害保険料のほか、吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料に要します費用でございます。12節につきましては、大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託及び緑地等の維持管理業務、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への維持管理委託費用のほか、公園遊具等の点検業務等に要します費用でございます。14節につきましては、わかば公園園路等設置工事及び古館緑地遊具設置工事に要します費用でございます。

78ページをお願いいたします。

続きまして、4目土地区画整理費でございます。

10節のうち消耗品につきましては、コピー代及びその他一般事務用品等の購入費用に、食糧費は世話人会におけるお茶代に要します費用でございます。11節につきましては、世話人及び地権者への報告連絡用切手代に要します費用でございます。12節につきましては、吉岡西部地区市街化区域編入図書等作成業務に要します費用でございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。14節につきましては、都市計画道路吉田落合線の4車線化工事の継続に要します費用でございます。18節につきましては、宮城県で実施しております都市計画街路事業、都市計画道路北四番丁大衡線の用地補償等費用に係ります令和4年度分負担金に要します費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。町営住宅につきましては、木造住宅17棟18戸、中層アパート7棟140戸、合わせまして24棟158戸のほか、子育て支援住宅吉田地区5棟5戸、鶴巣地区4棟8戸、落合地区2棟16戸、宮床地区4棟4戸の維持管理に要します費用でございます。7節につきましては、住宅敷地内の側溝清掃等に要します費用でございます。10節のうち消耗品につきましては、法令の追録代、図書その他事務用品の購入、消火器等の交換に要します費用のほか、西原第一住宅1号棟で実施します住戸内を含みます給排水管等の改修工事に伴い、各住居におきまして、

トイレ、お風呂、台所等の使用を制限して工事を行うこととなり、工事期間につきましては、入居者に空き室住戸を仮住まいとして利用いただくこととしており、カーテン等が必要となりますことから、その費用に要します費用でございます。光熱費は鶴巣子育て支援住宅地内でございます公園の水道料金のほか、落合子育て支援住宅敷地内でございます照明灯電気料金に要します費用、西原第一住宅給水管等補修改修工事仮住まいに係りますガス、水道、電気料金に要します費用でございます。修繕料につきましては、各住宅の排水管、電気設備、明渡し時等の修繕に要します費用でございます。11節につきましては、収入申告等の返信用切手代、住宅の火災保険、受水槽の水質検査手数料、明渡し時のクリーニング代のほか、鶴巣子育て支援住宅敷地内でございます公園及び西原第一住宅給排水管等改修工事仮住まいの水道開栓に要します費用でございます。

79ページをお願いいたします。

12節につきましては、住宅敷地内の除草等管理業務、中層アパート7戸の給水施設保守点検、消防設備保守点検、遊戯施設点検、子育て支援住宅敷地内の除雪等業務のほか、国土交通省事業といたしまして、西原第一住宅2号棟給排水設備等更新設計業務に要します費用でございます。13節につきましては、西原第一住宅1号棟給排水管等改修工事仮住まいテレビ聴取料に要します費用でございます。14節につきましては、単独事業といたしまして、蔵下住宅2号棟共有階段改修工事、国土交通省事業といたしまして、西原第一住宅1号棟給排水管等改修工事に要します費用でございます。15節につきましては、子育て支援住宅4地区の区画道路等への融雪剤購入に要します費用でございます。17節につきましては、西原第一住宅1号棟給排水管等改修工事仮住まいで必要となります風呂、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、小型給湯器等、生活用備品の購入に要します費用でございます。

なお、この備品につきましては、令和5年度以降も予定しております2号棟、3号棟の工事の際にも利用するものとしてございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。子育て支援住宅の整備に要します費用でございます。宮床地区につきましては戸建て住宅4棟、吉田地区につきましては戸建住宅2棟の建築工事等に要します費用でございます。10節につきましては、コピー用紙代及びコピー料金のほか、一般事務用品等に要します費用でございます。11節につきましては、支援住宅の募集広告料のほか、宮床、吉田地区への建築に伴います各種申請手数料に要します費用でございます。12節につきましては、吉田、宮床地区への住宅建築工事に伴います施工管理業務に要します費用でございます。14

節につきましては、宮床地区の戸建住宅4棟、吉田地区の戸建住宅2棟の建築工事に要します費用でございます。16節につきましては、宮床、吉田地区の水道加入金、吉田地区のテレビ共同受信加入金に要します費用でございます。18節につきましては、宮床地区の住宅建築に伴います農業集落排水分担金に要します費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

次に、8款1項消防費1目常備消防費でございます。18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、2目非常備消防費は消防団員565名の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代等を計上したものでございます。

1節は消防団員565名に対する年額報酬及び災害時等の出動報酬、7節は団員表彰の際の記念バッチ代、8節は消防団火気演習、訓練手当、消防学校研修に係る旅費、費用弁償等でございます。10節は新入団への安全靴及びヘルメット、消防学校訓練に係る教材費、火気演習時の飲料水、資機材等の購入に要する経費でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

10節で防火ミニポスター印刷に要する経費でございます。11節は消防団員報酬を個人払いに改めるため、団員管理システムを導入するに当たり、口座振替設定に要する手数料でございます。13節は火災出動の際の車借上料、消防団員管理システム使用料などでございます。17節は新入消防団用活動服の購入費、18節は宮城県市町村非常勤消防団員補償報奨組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプつき軽積載車の維持管理に要する経費、ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたしております。

10節はポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識、消防用ホース購入等に要する経費、小型動力ポンプ軽積載車の修繕等に要する経費でございます。11節はポンプ自動車、軽積載車等の保険料、12節は防火水槽土砂撤去、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料、13節は消防自動車車庫の

土地借上料、14節は防火水槽の修繕工事、17節はポンプ積載車の購入費を計上いたしております。

81ページになります。

18節は消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料でございます。26節は自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費は水防活動に要する経費を計上いたしております。

1節は水防活動に要する出動報酬、7節は水防協議会の13名に対する謝礼、8節は水防活動出動に対する費用弁償、10節は水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食糧費、水防倉庫の電気料など、11節は電話料、15節は水防倉庫に備蓄する土のう用砂購入に要する経費でございます。

次に、5目災害対策費は地域防災訓練に要する経費、自主防災組織連絡協議会の運営及び木造住宅耐震診断士派遣事業や、家具転倒防止事業に要する経費を計上いたしております。

1節は防災会議の委員15名に対する報酬、7節は自主防災組織に関する研修会の講師謝礼、8節は防災会議の委員に対する費用弁償、10節は備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練資機材の購入、コロナウイルス感染対策用消耗品でございます。11節は衛星携帯電話料、震度情報回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料でございます。12節はハザードマップ運用保守、木造住宅診断派遣料でございます。18節は県衛星通信ネットワーク負担金、電波利用料、陸上無線技士資格取得講習受講料。

続きまして、82ページをお願いいたします。

木造住宅耐震診断改修工事、危険ブロック塀除去工事、フェンス設置助成事業に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月3日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 1 4 分 延 会